

# 現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構

国立三瓶青少年交流の家ライフライン(宿泊棟他)改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課		
課長	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構  
国立三瓶青少年交流の家ライフライン(宿泊棟他)改修工事

2 工事場所 島根県大田市山口町山口1638-12 (国立三瓶青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和6年3月25日(月曜日)

#### 4 一般事項

##### 現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

#### 5 施工に関する事項

##### (1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

##### (2) 仮設物の設置等

###### ① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

###### ② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

###### ③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。

###### ④ 監督職員事務所

・設ける ( 号)       設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

###### ⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

###### ⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

###### ⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
  - ・ 電力会社と協議の上引き込む
  - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
  - ・ 構外より引込む。
  - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
  - ・ 構外より引込む。
  - 構内より分岐できる。
  - ・ さく井する。
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他  
工事用電力、工事用給水を構内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立三瓶青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	<del>サービス判</del>	<del>カラー</del>	<del>1組</del>
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	<del>サービス判</del>	<del>カラー</del>	<del>1組</del>

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

~~質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り仮製本を2部提出すること。~~

(5) その他

~~鍵は、各組（1組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。~~

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

①基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { 

- 提出する。
- ・ 提出しない。

工 程 表

○ 提出する。

・ 提出しない。

- ② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について  
落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、

超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から1回以内に支払うものとする。

~~(8) 請負代金の前払い~~

~~公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。~~

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

~~（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その~~



~~日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

~~(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について~~

~~① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。~~

~~② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。~~

~~(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について~~

~~① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。~~

~~ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。~~

~~イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。~~

~~ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。~~

~~エ 工事現場において作業等が行われていない期間。~~

~~② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。~~

~~③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。~~

~~(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~

~~――本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。~~

~~① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

~~イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。~~

~~ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に~~

~~一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）~~

~~オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（例：〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。~~

~~カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。~~

~~キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~

~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

~~② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア〜クの事項について確認できる書類を提出すること。~~

~~③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。~~

~~(9) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を

電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。



国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家ライフライン（宿泊棟他）改修工事																																														
<b>I 工事概要</b> 1. 工事場所 鳥根県大田氏山口町山口1638-12 2. 完成期限 令和6年3月25日(月) 3. 建物概要 <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>宿泊棟</td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>改修</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>RC</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>建築基準法による</td> <td>建築面積 (㎡) 1220.0 延べ面積 (㎡) 3670.0</td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第一の区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改修面積 (㎡)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>		建物名称	宿泊棟	工種	改修	構造	RC	階数	3	建築基準法による	建築面積 (㎡) 1220.0 延べ面積 (㎡) 3670.0	消防法施行令別表第一の区分		改修面積 (㎡)		備考																														
建物名称	宿泊棟																																													
工種	改修																																													
構造	RC																																													
階数	3																																													
建築基準法による	建築面積 (㎡) 1220.0 延べ面積 (㎡) 3670.0																																													
消防法施行令別表第一の区分																																														
改修面積 (㎡)																																														
備考																																														
4. 工事種目 <input checked="" type="checkbox"/> 印の付いたものが対象工事種目 <table border="1"> <tr> <th>建物別及び屋外</th> <th colspan="2">工事種別</th> </tr> <tr> <th>工事種目</th> <th>宿泊棟</th> <th></th> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 2 仮設工事</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3 防水改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4 外壁改修工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5 建具改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6 内装改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7 塗装改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8 耐震改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9 環境配慮改修工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> プール改修工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		建物別及び屋外	工事種別		工事種目	宿泊棟		<input checked="" type="checkbox"/> 2 仮設工事	一式		<input type="checkbox"/> 3 防水改修工事	一式		<input type="checkbox"/> 4 外壁改修工事			<input type="checkbox"/> 5 建具改修工事	一式		<input type="checkbox"/> 6 内装改修工事	一式		<input type="checkbox"/> 7 塗装改修工事	一式		<input type="checkbox"/> 8 耐震改修工事	一式		<input type="checkbox"/> 9 環境配慮改修工事			<input type="checkbox"/> プール改修工事			<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事	一式		<input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事	一式		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
建物別及び屋外	工事種別																																													
工事種目	宿泊棟																																													
<input checked="" type="checkbox"/> 2 仮設工事	一式																																													
<input type="checkbox"/> 3 防水改修工事	一式																																													
<input type="checkbox"/> 4 外壁改修工事																																														
<input type="checkbox"/> 5 建具改修工事	一式																																													
<input type="checkbox"/> 6 内装改修工事	一式																																													
<input type="checkbox"/> 7 塗装改修工事	一式																																													
<input type="checkbox"/> 8 耐震改修工事	一式																																													
<input type="checkbox"/> 9 環境配慮改修工事																																														
<input type="checkbox"/> プール改修工事																																														
<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事	一式																																													
<input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事	一式																																													
<input type="checkbox"/>																																														
<input type="checkbox"/>																																														
5. 指定部分 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 対象部分 ( ) 指定部分工期 令和 年 月 日 ( 曜日 ) 6. 概成工期 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 令和 年 月 日 ( 曜日 ) (1.2.1)[1.2.1]																																														
<b>II 工事仕様</b> 1. 共通仕様 <ol style="list-style-type: none"> <li>文部科学省発注工事請負契約規則（文部科学省訓令第二十二号）別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面 枚及び本特記仕様書 枚によるほか、下記仕様書等のうち、<input checked="" type="checkbox"/> 印の付いたものを適用する。             <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 工事写真撮影要領(令和元年7月)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 建築工事標準詳細図(令和4年版)</li> </ul> </li> <li>電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は( )、機械設備工事の特記仕様書は( )による。</li> </ol>																																														
2. 特記仕様 <ol style="list-style-type: none"> <li>本特記仕様書の表記             <ol style="list-style-type: none"> <li>項目は、<input checked="" type="checkbox"/> 印の付いたものを適用する。</li> <li>特記事項は、<input checked="" type="checkbox"/> 印の付いたものを適用する。  <input checked="" type="checkbox"/> 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。  <input checked="" type="checkbox"/> 印と <input checked="" type="checkbox"/> 印の付いた場合は、共に適用する。</li> <li>特記事項に記載の ( ) 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の [ ] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の ( ( ) ) 内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の [[ ] ] 内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。</li> </ol> </li> </ol>																																														

<b>1</b> 各章共通事項	<input checked="" type="checkbox"/> 通用区分 <input checked="" type="checkbox"/> 電気保安技術者、工所用電力設備の保安責任者	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 <input checked="" type="checkbox"/> 風圧力 風速 (V <sub>0</sub> = 30 m/s) 地表面粗度区分 (・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) <input checked="" type="checkbox"/> 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 (三十三) (1.3.3~4)[1.3.3~4] この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。 <table border="1"> <tr> <th>項目名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>6 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事士以上の資格を有する者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> 工所用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。	項目名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	<input checked="" type="checkbox"/>	4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	<input checked="" type="checkbox"/>	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	<input checked="" type="checkbox"/>	6 第1種電気工事士の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>	8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	<input checked="" type="checkbox"/>
	項目名	電気保安技術者																				
	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>																				
	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>																				
	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	<input checked="" type="checkbox"/>																				
4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	<input checked="" type="checkbox"/>																					
5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	<input checked="" type="checkbox"/>																					
6 第1種電気工事士の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>																					
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>																					
8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	<input checked="" type="checkbox"/>																					
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	<input checked="" type="checkbox"/>																					
<input checked="" type="checkbox"/> 施工条件 <input checked="" type="checkbox"/> 発生材の処理等 <input checked="" type="checkbox"/> 環境への配慮 <input checked="" type="checkbox"/> 材料の品質等	この工事現場では、次の施工条件による。(1.3.5)[1.3.5] 本改修建物は、研修室棟を利用しながらの工事となる為、利用者等の安全な移動動線確保するとともに、全ての研修室・講堂のうち半数程度は常に利用可能な状態を維持しながら工事を進めること。また、工事工程計画を監督職員に提出し、本施設運営の妨げを最小限にとどめること。 (1.3.11)[1.3.12] (1) 引渡しを要するもの 1) 品名 _____ 引渡し先 _____ 集積場所 _____ (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品名 _____ 処理方法 _____ (3) 現場において再利用を図るもの 1) 品名 _____ 使用箇所 _____ (4) 再資源化を図るもの 1) 品名 _____ コンクリートが、木くず _____ 2) 受入場所 (有) 山崎組 大田市久手町刺鹿2290-5 (株) リフォーム興産 大田市久手町波根西630-1 3) 受入寸法は人頭大以下とする。 4) 搬出に先立ち搬出計画書を作成し、監督職員に提出する。 5) 日々の搬出両方をとりまとめたコンクリート等搬出長所を作成し、監督職員に提出する。 6) 工事発注後明らかになった事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。 (5) 関係法令に従い適切に処理するもの 1) 品名 _____ 2) 受入場所 _____ 3) 搬出に先立ち搬出計画書を作成し、監督職員に提出する。 4) 工事発注後明らかになった事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。 (6) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。 (1.4.1)[1.4.1] 建築物内部に使用する材料等とは、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-ヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (1.4.2)[1.4.2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 製品名が記載された材料は、当該製品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受け。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造所等は、以下に指定する事項を満たすものとし、その証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ・ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ・ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ・ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ・ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ・ 安定的な供給が可能であること。 ・ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造所等に関する資料の提出を求める材料																					

<input checked="" type="checkbox"/> 材料の検査等 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有建材の調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技能士 <input checked="" type="checkbox"/> 施工の検査等 <input checked="" type="checkbox"/> 施工の立会い <input checked="" type="checkbox"/> 化学物質の濃度測定	(1.4.4)[1.4.4] 材料名 _____ 備考 _____ 事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料 ( 既存図面 ) ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイト、クロソライト、トレモライト 分析方法 <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析方法 (JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)</th> <th>定量分析方法 (JIS A 1481-3) 、 (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)</th> </tr> <tr> <td>岩綿吸音板</td> <td>・ 1 (箇所) ・ (箇所)</td> <td>・ (箇所) ・ (箇所)</td> </tr> </table> サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・ 図示による ・ トイレ天井 (1.5.2)[1.7.2] <table border="1"> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の種別</th> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>二級以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>二級以上</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック・ALCパネル工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PCカーテンウォール工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>一級以上</td> </tr> <tr> <td>土工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根、とい工事</td> <td>二級以上</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>二級以上</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>二級以上</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>二級以上</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>二級以上</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td></td> </tr> </table> (1.5.5)[1.7.5] 標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す施工については、監督職員の検査を受ける。 <table border="1"> <tr> <th>検査等を行う施工</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>屋根下地調整</td> <td></td> </tr> </table> (1.5.7)[1.7.7] 標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。 <table border="1"> <tr> <th>施工の立会いを行う工程</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> (1.5.9)[1.7.9] (1) 施工完了後、引渡しに室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。 <table border="1"> <tr> <th>測定対象化学物質</th> <th>指針値 (両単位の換算は、25℃の場合による。)</th> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>100 μg/m<sup>3</sup> (0.08ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>260 μg/m<sup>3</sup> (0.07ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>200 μg/m<sup>3</sup> (0.05ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>3800 μg/m<sup>3</sup> (0.89ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>220 μg/m<sup>3</sup> (0.05ppm) 以下</td> </tr> </table> (2) 測定対象室及び測定箇所数は以下表による。 <table border="1"> <tr> <th>種名称</th> <th>階</th> <th>室名</th> <th>採取本数</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </table> (3) 測定方法は、(・吸引方式(アクティブ法)・拡散方式(パッシブ法))により行う。 (4) 文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、採取は室内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。 (5) 測定結果が指針値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定し、基準値以下であることを確認してから引渡しを行う。	材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3) 、 (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)	岩綿吸音板	・ 1 (箇所) ・ (箇所)	・ (箇所) ・ (箇所)	適用工事種別	技能検定の種別	仮設工事		鉄筋工事	二級以上	コンクリート工事	二級以上	鉄骨工事		ブロック・ALCパネル工事		PCカーテンウォール工事		防水工事	一級以上	土工事		タイル工事		木工事		屋根、とい工事	二級以上	金属工事		左官工事	二級以上	建具工事	二級以上	塗装工事	二級以上	内装工事	二級以上	植栽工事		検査等を行う施工	備考	屋根下地調整		施工の立会いを行う工程	備考			測定対象化学物質	指針値 (両単位の換算は、25℃の場合による。)	ホルムアルデヒド	100 μg/m <sup>3</sup> (0.08ppm) 以下	トルエン	260 μg/m <sup>3</sup> (0.07ppm) 以下	キシレン	200 μg/m <sup>3</sup> (0.05ppm) 以下	エチルベンゼン	3800 μg/m <sup>3</sup> (0.89ppm) 以下	スチレン	220 μg/m <sup>3</sup> (0.05ppm) 以下	種名称	階	室名	採取本数		1		1
材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3) 、 (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)																																																																					
岩綿吸音板	・ 1 (箇所) ・ (箇所)	・ (箇所) ・ (箇所)																																																																					
適用工事種別	技能検定の種別																																																																						
仮設工事																																																																							
鉄筋工事	二級以上																																																																						
コンクリート工事	二級以上																																																																						
鉄骨工事																																																																							
ブロック・ALCパネル工事																																																																							
PCカーテンウォール工事																																																																							
防水工事	一級以上																																																																						
土工事																																																																							
タイル工事																																																																							
木工事																																																																							
屋根、とい工事	二級以上																																																																						
金属工事																																																																							
左官工事	二級以上																																																																						
建具工事	二級以上																																																																						
塗装工事	二級以上																																																																						
内装工事	二級以上																																																																						
植栽工事																																																																							
検査等を行う施工	備考																																																																						
屋根下地調整																																																																							
施工の立会いを行う工程	備考																																																																						
測定対象化学物質	指針値 (両単位の換算は、25℃の場合による。)																																																																						
ホルムアルデヒド	100 μg/m <sup>3</sup> (0.08ppm) 以下																																																																						
トルエン	260 μg/m <sup>3</sup> (0.07ppm) 以下																																																																						
キシレン	200 μg/m <sup>3</sup> (0.05ppm) 以下																																																																						
エチルベンゼン	3800 μg/m <sup>3</sup> (0.89ppm) 以下																																																																						
スチレン	220 μg/m <sup>3</sup> (0.05ppm) 以下																																																																						
種名称	階	室名	採取本数																																																																				
	1		1																																																																				

<input checked="" type="checkbox"/> 完成時の提出図書 <input type="checkbox"/> 他工事又は他工種との取合い <input checked="" type="checkbox"/> 埋設配管・配線および鉄筋調査	(1.7.1~3)[1.9.1~3] 次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事目的物に關し使用するための権利については、発注者に委譲する。 1) 完成図 ・CADデータ(電子納品)及び電子データ(PDF形式) ・A3版原図 2部 ・A1版原図 2部 ・A3複写図(製本) 2部 ・A1複写図(製本) 2部 2) 保全に関する資料 ・電子データ(PDF形式) ・A4ファイル綴じ 1部 3) 工事写真(「工事写真撮影要領」による。) ・原本(電子媒体) ・アルバム(紙又は電子媒体) 1部 4) 完成写真 工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。 <table border="1"> <tr> <th>撮影部位及び箇所数</th> <th>形式・サイズ</th> <th>提出セット数</th> <th>画素数及び画質等</th> <th>撮影者</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">外観正面(8)箇所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)</td> <td>1</td> <td rowspan="4">4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの</td> <td rowspan="4">建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者</td> </tr> <tr> <td>・カラー印刷紙キャビネ判</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記と異なる外部：箇所内部：8箇所</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・カラー木製パネル半切(324×400mm)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部：箇所内部：箇所程度</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)</td> <td>1</td> <td rowspan="2">1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質</td> <td rowspan="2">任意</td> </tr> <tr> <td>・カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ</td> <td></td> </tr> </table> (注)のアルバムは併せて作成する。 電子納品は次の規定に従うものとする。 1) 貸与する設計図のCADデータは以下による。 著作権者名：国立青少年教育振興機構 ファイル形式：JWW 貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。 2) 完成写真の撮影に関する著作権者の権利等については次のi)及びii)によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。 i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に關して、無償で利用することができるものとする。この際、著作権者を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。 ii) 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真(提出していないものを含む。)及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。 3) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者と協議を行う。 4) 電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。 5) 提出方法及びファイル形式は以下による。 電子媒体：CD-R又はDVD-R CADデータ：JWW、DXF及びPDF 上記の他、監督職員が認めた形式 工事区分表による。これにより難い場合は監督職員と協議する。 あと施工アンカー工事 6章および8章による コア抜き、はつり工事等 <input checked="" type="checkbox"/> 既存資料調査 <input checked="" type="checkbox"/> 探査機(電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査 配管配線等の位置の墨出しを行う 範囲 ※図示による <input checked="" type="checkbox"/> コア抜き部全数 ・放射線透過試験 労働安全衛生法、「電磁放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中に人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるもの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ _____ コンクリート厚さ _____cm ・ 既存躯体に穿孔する場合には、金属探知により電源供給が停止できる付属装置を用いる。	撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者	外観正面(8)箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	1	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者	・カラー印刷紙キャビネ判		上記と異なる外部：箇所内部：8箇所	<input checked="" type="checkbox"/> カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)	1		・カラー木製パネル半切(324×400mm)			外部：箇所内部：箇所程度	<input checked="" type="checkbox"/> 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	1	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意	・カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ	
撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者																							
外観正面(8)箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	1	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者																							
	・カラー印刷紙キャビネ判																										
上記と異なる外部：箇所内部：8箇所	<input checked="" type="checkbox"/> カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)	1																									
	・カラー木製パネル半切(324×400mm)																										
外部：箇所内部：箇所程度	<input checked="" type="checkbox"/> 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	1	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意																							
	・カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ																										

一級建築士 第340021号 荒木 恒介	設計業務 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課 課長 施設管理課 担当		工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家ライフライン(宿泊棟他)改修他工事	令和5年度	図面番号 A-01
	特記	特記仕様書(1)	縮尺	図面名称		





・ 仕上塗材仕上げ	新規仕上塗材の種類 ・薄付け仕上塗材	[4.1.5][4.5.2][表4.5.1]
	種類(呼び名)	仕上げの形状 工法 調整形 防火材料
	・外装薄塗材E	・砂壁状 ・吹付け ・ロー塗り ・適用する
	・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状 ・吹付け ・適用する
・防水形外装薄塗材E	・凹凸状 ・吹付け ・ロー塗り ・適用する	
・内装薄塗材	・砂壁状(じゅらく) ・吹付け ・適用する	
・厚付け仕上塗材	種類(呼び名) 仕上げの形状 工法 調整形 上塗材 防火材料	
・複層仕上塗材	種類(呼び名) 仕上げの形状 工法 上塗材の種類 耐水性 防火材料	
・複層塗材E	・凸部処理 吹付け 外観 ・耐候形1種 ・耐候形2種 ・耐候形3種	
・複層塗材RE	・凹凸状 吹付け ・ゆず肌状 ロー塗り	
・複層塗材Si	・凸部処理 吹付け ・凹凸状 吹付け ・ゆず肌状 ロー塗り	
・防水形複層塗材E	・凸部処理 吹付け ・凹凸状 吹付け ・ゆず肌状 ロー塗り	
・可とう形改修用仕上塗材	種類(呼び名) 仕上げの形状 工法 上塗材の種類 耐水性 防火材料	
・マステック塗材塗り	種別 A種 B種 [4.1.5][4.6.2][表4.6.1]	
・外壁用塗膜防水材塗り	仕上げの形状 工法 仕上塗料の耐水性 下地準拠樹脂材の適用 [4.1.5][4.7.2.3][表4.7.1]	

・ 見本の製作等	建具見本の製作 ・行う(建具符号: ) [5.1.5] ・行わない 建具見本作りの目的等 特殊な建具の仮組 ・行う(建具符号: ) ・行わない
・ 防犯建物部品	・適用する(・建具表による ) [5.1.7] ・適用しない
・ アルミニウム製建具	性能値等 [5.2.2~5][表5.2.2] 耐風圧性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 気密性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 水密性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 外部に面する建具の種類 A種(建具符号・建具表による ) B種(建具符号・建具表による ) C種(建具符号・建具表による ) 枠の見込み寸法 (・建具表による ) 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 断熱ドア・断熱サッシ [G] 断熱性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 材料 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL 形状及び仕上げ 表面処理 外部に面する建具 種別 BB-1 BB-2 (改修標準仕様書表5.2.2) 着色 標準色 特注色 屋内の建具 種別 BC-1 BC-2 (改修標準仕様書表5.2.2) 着色 標準色 特注色 結露水の処理方法 水貯め式 排水式 工法 水切り板、ぜん板 ※図示による
・ 網戸等	[5.2.3、5.3.3] 種類 材質 線径 網目 ・防虫網 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製 ・防鳥網 ステンレス(SUS304)線材 1.5mm 網目寸法15mm
・ 樹脂製建具	性能値等 [5.2.2][5.3.2~5] 耐風圧性の等級( ) 気密性の等級( ) 水密性の等級( ) 外部に面する建具の種類 A種(建具符号・建具表による ) B種(建具符号・建具表による ) C種(建具符号・建具表による ) 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 断熱ドア・断熱サッシ [G] 断熱性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級 枠の見込み寸法 ・建具表による 材料 ガラス ※複層ガラス ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL 形状及び仕上げ 表面色 標準色 特注色 工法 水切り板、ぜん板 ※図示による

○ 鋼製建具	性能値等 [5.2.2][5.4.2~4][表5.4.2] 簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号・建具表による ) ○適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 耐風圧性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 断熱ドア・断熱サッシ [G] 断熱性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 耐震ドア 面内変形追随性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 材料 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL 形状及び仕上げ 鋼板の厚さ ※改修標準仕様書表5.4.2による mm 使用箇所( ) 標準型鋼製建具の形式及び寸法 ※建具表による
・ 鋼製軽量建具	性能値等 [5.2.2][5.5.2~6] 簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号・建具表による ) ・適用しない 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 断熱ドア・断熱サッシ [G] 断熱性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 耐震ドア 面内変形追随性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 材料 鋼板 ・垂鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 召合わせ、縦小口包み板の材質 ※鋼板 ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL 形状及び仕上げ 鋼板の厚さ ※改修標準仕様書表5.5.1による mm 使用箇所( ) 標準型鋼製軽量建具の形式及び寸法 ※建具表による
・ ステンレス製建具	性能値等 [5.2.2][5.4.2][5.6.2~5] 簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号・建具表による ) ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 耐風圧性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 断熱ドア・断熱サッシ [G] 断熱性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 耐震ドア 面内変形追随性の等級( ) (建具符号・建具表による ) 材料 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL 形状及び仕上げ 表面仕上げ ※HL ・鏡面仕上げ 工法 ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ

・ 木製建具	建具材の加工、組立時の含水率 [5.7.2~4] ※A種 建物内部の木製建具に使用する接着剤のホルムアルデヒド放数量 ※F☆☆☆☆ ・フラッシュ戸 表面材のホルムアルデヒド放数量等 ※改修標準仕様書5.7.2.2(i)(a)による 表面材の合板の種類 合板の種類 表面の樹種 規格等 備考 ・普通合板 [G] 表面の樹種 ( ) 板面の品質 (※広葉樹1等 ) 接着の程度 (・1類 ・2類) ・天然木化粧合板 [G] 樹種名 ( ) 接着の程度 (・1類 ・2類) 化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラミン化粧合板 接着の程度 (・1類 ・2類) ・MDF [G] 表面板の厚さ ※改修標準仕様書表5.7.6による 引戸の召合せかまのいんろうけの適用 ・適用しない ・適用する かまち戸 かまち樹種 ( ) 鏡板樹種 ( ) 見込み寸法 ※36mm ・建具表による ふすま 張りの種別 (・I型 ・II型) 上張り(押入等の裏側以外) ・鳥の子 ・新鳥の子又はビニル紙程度 縁仕上げ ・塗り縁 ・生地縁(兼地) ・生地縁(ウレタンクリヤー塗装) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による 戸ふすま 表面板の仕上 ・建具表による 見込み寸法 ※30mm ・建具表による 紙張り障子 見込み寸法 ※30mm ・建具表による 枠、くつずりの材料 ・建具表による 金物の種類及び見え掛り部材の材質等 [5.8.1~3] ※改修標準仕様書表5.8.1により適用は建具表による 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書表5.8.2による ・建具表による 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書表5.8.3による ・建具表による 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書表5.8.4による ・建具表による 木製建具に使用する戸車及びレール ※改修標準仕様書表5.8.5による ・建具表による 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ・建具表による マスターキー [5.8.4] ・製作する ・製作しない ○既存のマスターキーに合わせる その他の鍵の製作本数 ※各室3本1組(室名札付き) 鍵箱 ○無し ・有り
○ 建具用金物	
○ 鍵	

5 建具改修工事	・ 改修工法	建具の種類 仕上げの形状 撤去工法 適用箇所 [5.1.3]
	・ 防火戸	・指定する 適用箇所(・建具表による ) [5.1.4] ・指定しない 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 ・連動させる 適用箇所(・建具表による ) ・連動させない

・ アルミニウム製建具	・ 建具表による
・ 樹脂製建具	・ 建具表による
○ 鋼製建具	○外部 ・内部 ・ 建具表による
・ 鋼製軽量建具	・ 建具表による
・ ステンレス製建具	・ 建具表による
・ 木製建具	・ 建具表による

課長	施設管理課	担当
----	-------	----

工事名称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 ライフライン(宿泊棟他)改修工事	令和5年度
図面番号	特記仕様書(4)	A-04



自動ドア開閉装置	戸の開閉方式 ・建具による ・引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標準仕様書表5.9.1による (防錆・適用する・適用しない) 以下による 種類・開閉方式 ( ) 耐電圧 ( ) 温度上昇 ( ) 耐久性 (サイクル) ( ) 防錆 ( ) 電源 ( ) ・車椅子使用者用便所出入口引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標準仕様書表5.9.2による (防錆・適用する・適用しない) 以下による 耐電圧 ( ) 温度上昇 ( ) 耐久性 (サイクル) ( ) 防錆 ( ) 電源 ( ) ・引き戸用検出装置 性能値 ※改修標準仕様書表5.9.3による (防錆・適用する・適用しない) 以下による 耐電圧 ( ) 防錆 ( ) 防滴 ( ) 電源 ( ) 引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目 ・建具による ・タッチスイッチの種類 ・無線式タッチスイッチ ・光線式タッチスイッチ 車椅子使用者用便所スイッチの種類 ・大形押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ 凍結防止措置 ・行う ・行わない	[5.9.2、3]
自閉式上吊り引戸装置	性能値等 ※改修標準仕様書表5.10.1による 以下による 手動開き力 ( ) 手動閉じ力 ( ) 閉じ速度の調整 ( ) 制動区間 ( ) 開閉繰返し ( ) 耐衝撃性 ( )	[5.10.3]
重量シャッター	シャッターの種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター 外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度 1章 適用区分による風圧力 (・1・1.15・1.3) 倍の風圧力に対応した工法 開閉方式の種類 ※電動式 (手動併用) ・手動式 安全装置 電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置 (設置箇所・建具表による) 電動式シャッターの障害物感知装置 (設置箇所・建具表による) 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 ※ (a) かつ (c) ・ (b) かつ (c) (設置箇所・建具表による) 管理用シャッターのシャッターケース / 設ける ・ 設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※Z12又はF12 ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1	[5.11.2、3]
軽量シャッター	開閉方式の種類 ※手動式 ・上部電動式 (手動併用) 耐風圧強度 1章 適用区分による風圧力 (・1・1.15・1.3) 倍の風圧力に対応した工法 安全装置 電動シャッターの障害物感知装置 (設置箇所・建具表による) スラットの材質の種類 ・JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 (※Z06又はF06) ・JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 (※A290) スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	[5.12.2~4]

オーバーヘッドドア	セクション材料 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ 耐風圧性能区分 ・50 ・75 ・100 ・125 開閉方式による区分 ※バルナス式 ・チェーン式 ・電動式 収納形式による区分 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーテカル形 ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板 電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置 (設置箇所・建具表による)	[5.13.2、3]
ガラス	・フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類 [3.7] [5.14.2~4] ・建具表による ・型板ガラスの厚さによる種類 ・建具表による ・網入板ガラス及び線入板ガラスの網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類 ・建具表による ・合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ ・建具表による 落球衝撃は・龍特性並びにショットバック衝撃特性による種類 ・I類 ・II-1類 ・II-2類 ・III類 強化ガラス 形状による種類、材料板ガラスの種類による名称 ・建具表による 破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類 ・I類 ・III類 熱線吸収板ガラス 板ガラスの種類、厚さによる種類 ・建具表による 性能による種類 ・I類 ・2類 複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ・建具表による	[3.7] [5.14.2~4]
ガラスブロック	表面形状 呼び寸法 (mm) 厚さ (mm) 色調 目地幅 (mm) 伸縮調整目地位置 (mm) 防火性能	[5.14.5]

壁用金属枠及び補強材	※図示による 力骨 材質 ・ステンレス鋼 (SUS304) 寸法 ※径5.5mm 形状 ※はしご形状覆筋及び単筋 化粧目地モルタルの色 (・白・グレー) シーリングの種類 (・SR-1・PS-1) 金属製化粧カバー 材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製 寸法 ※図示による 形状 ※図示による 目地部の横方骨の納まり ※ガラスブロック製造所の仕様による ・図示による 工法 1章 適用区分による風圧力の (・1・1.15・1.3) 倍の風圧力に対応した工法	[6.1.3]
ガラス用フィルム	種類 ・日射調整フィルム [G] ・低放射フィルム ・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム ・相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム ・ガラス貫通防止フィルム 記号 内貼り用 ・SC-1 ・LE ・G1-1 ・GD-1 ・SF 外貼り用 ・SC-2 ・G1-2 ・GD-1 その他性能等 品質は、JIS A 5759による。	[6.1.3]
6 内装改修工事	改修範囲 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示による 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示による 既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・図示による	[6.1.3]
既存床の撤去及び下地補修	ビニルシート等の除去 ※仕上材のみ (接着剤とも) ・下地モルタルとも (・図示による・除去範囲全て) 合成樹脂塗床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒し工法 既存のコンクリート又はモルタルの下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、改修標準仕様書4章外壁改修工事による。 改修後の床の清掃範囲 ※図示による	[6.2.2]
既存壁の撤去及び下地補修	間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り (全塗厚が25mmを超える場合の処置 ※図示による)	[6.3.2]
施工一般	材料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(9)(b)による	[6.5.2]
製材 [G]	・JAS 1083-5 製材 - 第5部に基づく下地用製材 [6.5.2] 施工箇所 寸法 (mm) 等級 含水率 保存処理 間伐材等の適用 ※2級 ※A種・B種 ※2級 ※A種・B種 ※2級 ※A種・B種 ・JAS 1083-2 製材 - 第2部に基づく造作用製材 施工箇所 寸法 (mm) 等級 含水率 保存処理 間伐材等の適用 見え掛り面 ※上小節 ※A種・B種 見え掛り面以外 ※小節以上 ※A種・B種 ・JAS 1083-6 製材 - 第6部に基づく広葉樹製材 施工箇所 寸法 (mm) 等級 含水率 保存処理 間伐材等の適用 ※1等 ※10%以下 ・A種・B種 ※1等 ※10%以下 ・A種・B種 ※1等 ※10%以下 ・A種・B種	[6.5.2]

造作用集成材 [G]	・JAS 1083 (製材) 以外の製材 施工箇所 寸法 (mm) 材面の品質 防虫処理 含水率 間伐材等の適用 ( ) 造作材の場合 (※A種・B種) ・適用する ※A種・B種 ( ) 造作材の場合 (※A種・B種) ・適用しない ( ) 造作材の場合 (※A種・B種) ・適用する ※A種・B種 ( ) 造作材の場合 (※A種・B種) ・適用しない	[6.5.2]
造作用集成材 [G]	・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [6.5.2] 施工箇所 品名 樹種名 寸法 (mm) 見付け材面 見付け材面の品質 間伐材等の適用 ※1等・2等 ※1等・2等 ※1等・2等 ・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材 施工箇所 品名 樹種名 寸法 (mm) 化粧板の厚さ (mm) 見付け材面 見付け材面の品質 間伐材等の適用 化粧薄板: ※1等・2等 芯材: ※1等・2等 化粧薄板: ※1等・2等 芯材: ※1等・2等 ・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材 施工箇所 樹種 寸法 (mm) 見付け材面の品質 含水率 間伐材等の適用 ※15%以下 ※15%以下 ※15%以下	[6.5.2]
造作用単板積層材 [G]	・JAS 0701に基づく造作用単板積層材 [6.5.2] 施工箇所 品名 寸法 (mm) 表面の品質 防虫処理 間伐材等の適用 ・適用する ・適用しない ・JAS 0701以外の造作用単板積層材 施工箇所 寸法 (mm) 表面の品質 含水率 防虫処理 間伐材等の適用 ※14%以下 ・適用する ・適用しない ・JAS 3079に基づく直交集成板 施工箇所 品名 強度等級 種別 接着性能 (使用環境) 樹種名 寸法 (mm) 間伐材等の適用	[6.5.2]
合板等	・「合板の日本農林規格」による普通合板 [G] [6.5.2] 施工箇所 厚さ (mm) 単板の樹種名 板面の品質 防虫処理 間伐材等の適用 ※5.5 ※1類・2類 広葉樹 ※2等以上 針葉樹 ※C-D以上 ・「合板の日本農林規格」による構造用合板 [G] 施工箇所 品名 等級 単板の樹種名 接着の程度 板面の品質 厚さ (mm) 防虫処理 保存処理 強度等級 間伐材等の適用 ※2級以上 1級 ※1類・特類 ※C-D以上 ※12 ・適用する ( ) ・適用しない	[6.5.2]





<p>・外断熱改修工事 [G]</p> <p>断熱材 [9.2.1~4]</p> <p>断熱材の種類</p> <p>断熱材の厚さ (mm)</p> <p>施工箇所</p> <p>・図示による</p> <p>ホルムアルデヒド放散量</p> <p>※F☆☆☆☆</p> <p>外装材</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>防火性能</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>鋼材</p> <p>改修特記仕様書第8章 8-3 鉄骨工事 ・鋼材による。</p> <p>笠木</p> <p>改修特記仕様書第3章 ・アルミニウム製笠木による。</p> <p>既存外壁の処置</p> <p>既存外壁仕上材の撤去</p> <p>・行う ・行わない</p> <p>下地面の清掃</p> <p>・行う ・行わない</p> <p>欠損部の改修工法</p> <p>・改修特記仕様書第4章 外壁改修工事による</p> <p>工法</p> <p>1章 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法</p> <p>不陸等の下地調整</p> <p>断熱材の施工</p> <p>・断熱材製造所の仕様による</p> <p>外装材の施工</p> <p>・外装材製造所の仕様による</p> <p>通気層の有無</p> <p>・有 ( mm) ・無</p> <p>外装材の外壁への取付け</p> <p>・図示による</p> <p>笠木の施工</p> <p>・改修特記仕様書第3章 アルミニウム製笠木による</p> <p>・断熱・防露改修工事 [G]</p> <p>フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量 [9.3.2~4]</p> <p>※F☆☆☆☆</p> <p>開口部等補修のための張付け用の増着剤のホルムアルデヒド放散量</p> <p>※F☆☆☆☆</p> <p>工法</p> <p>・断熱材打込み工法</p> <p>断熱材 JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材</p> <p>種類</p> <p>厚さ (mm)</p> <p>施工場所</p> <p>・断熱材現場発泡工法</p> <p>断熱材の種類</p> <p>・A種1 ・A種1H</p> <p>吹付け厚さ (mm)</p> <p>・25 ・30</p> <p>施工箇所</p> <p>・図示による</p> <p>・断熱材後張り工法</p> <p>断熱材 JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材</p> <p>種類</p> <p>厚さ (mm)</p> <p>・断熱材にせつこうボード等を張り付けたパネル</p> <p>材質</p> <p>厚さ (mm)</p> <p>・張り付け工法</p> <p>断熱材の張り付け工法</p> <p>断熱材へのボードの張付け工法</p> <p>・屋上緑化改修工事 [G]</p> <p>標識基盤及び材料 [9.4.2~4]</p> <p>・屋上緑化軽量システム</p> <p>芝及び地被類の種類等</p> <p>※図示による</p> <p>見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等</p> <p>※図示による</p> <p>工法</p> <p>1章 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法</p> <p>かん水装置</p> <p>・設置する (種類 )</p> <p>既存保護層の撤去</p> <p>・行う ・行わない</p> <p>新植した芝及び地被類の枯補償の期間</p> <p>※引渡しの日から1年</p>	種類	防火性能	備考				<p>・透水性アスファルト舗装改修工事 [9.5.2~5、9]</p> <p>適用範囲：歩道</p> <p>既存舗装の撤去及び再利用</p> <p>※図示による</p> <p>路床</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>材料</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・盛土</td> <td>・A種 ・B種 ・C種 ・D種</td> <td>・図示による</td> </tr> <tr> <td>・凍上抑制層</td> <td>・再生クラッシュラン [G]</td> <td>・図示による</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・クラッシュラン</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・切込み砂利</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・砂</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>・砂</td> <td>・図示による</td> </tr> </table> <p>(凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験)</p> <p>・行う ・行わない</p> <p>路床安定処理</p> <p>・適用する ・適用しない</p> <p>安定処理の方法</p> <p>・置き換え工法</p> <p>・安定処理工法</p> <p>路床安定処理用添加材料</p> <p>種類</p> <p>・普通ポルトランドセメント</p> <p>・高炉セメントB種 [G]</p> <p>・フライアッシュセメントB種 [G]</p> <p>・生石灰 (・特号 ・1号)</p> <p>・消石灰 (・特号 ・1号)</p> <p>添加量</p> <p>kg/m<sup>3</sup> (目標CBR ・3以上 )</p> <p>目標CBRを満足する添加量の確認方法</p> <p>・安定処理土のCBR試験</p> <p>・ジオテキスタイル</p> <p>単位面積質量</p> <p>・60g/m<sup>2</sup>以上</p> <p>厚さ (mm)</p> <p>・0.5~1.0</p> <p>引張強さ</p> <p>・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上</p> <p>透水係数</p> <p>・1.5×10<sup>-1</sup> cm/sec以上</p> <p>試験</p> <p>路床土の支持力比 (CBR) 試験</p> <p>・行う ・行わない</p> <p>路床締固め度の試験</p> <p>・行う ・行わない</p> <p>現場CBR試験</p> <p>・行う ・行わない</p> <p>路盤</p> <p>路盤の厚さ</p> <p>・図示による</p> <p>路盤材料 (改修標準仕様書表9.7.3による種別)</p> <p>・クラッシュラン</p> <p>・粒度調整砕石</p> <p>・再生クラッシュラン [G]</p> <p>・再生粒度調整砕石 [G]</p> <p>・クラッシュラン鉄鋼スラグ [G]</p> <p>・粒度調整鉄鋼スラグ [G]</p> <p>・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ [G]</p> <p>舗装の構成</p> <p>・図示による</p> <p>開粒度アスファルト混合物等の抽出試験</p> <p>・行う ・行わない</p> <p>舗装の平坦性</p> <p>※着しい不陸がないもの</p>	種別	材料	厚さ (mm)	・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種	・図示による	・凍上抑制層	・再生クラッシュラン [G]	・図示による		・クラッシュラン	・		・切込み砂利	・		・砂	・	・フィルター層	・砂	・図示による				<p>ブル改修工事</p> <p>・ひび割れ及び欠陥等の補修</p> <p>・ライニング工法</p> <p>ブル塗装</p> <p>塗り替え工法</p>	<p>下地処理</p> <p>・</p> <p>下地調整</p> <p>※RA種</p> <p>材料</p> <p>ライニング用材料</p> <p>・</p> <p>ライニング用材料の材質</p> <p>・ ガラスクロス ・ ガラスマット</p> <p>防滑性材料</p> <p>※鋭利な角部のない微細珪砂</p> <p>施工</p> <p>・ガラスクロスライニング工法</p> <p>種別</p> <p>下地調整</p> <p>※RA種</p> <p>材料</p> <p>塗り替え用材料</p> <p>・</p> <p>防滑性材料</p> <p>※鋭利な角部のない微細珪砂</p> <p>施工</p> <p>種別</p> <p>[[1.2.3]]</p> <p>[[1.3.2~4]]</p> <p>[[1.4.2~4]]</p>
種類	防火性能	備考																															
種別	材料	厚さ (mm)																															
・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種	・図示による																															
・凍上抑制層	・再生クラッシュラン [G]	・図示による																															
	・クラッシュラン	・																															
	・切込み砂利	・																															
	・砂	・																															
・フィルター層	・砂	・図示による																															



8 耐震改修工事 共通事項

○適用範囲  
 ・改修標準仕様書 8章 耐震改修工事  
 ・改修標準仕様書において8章耐震改修工事以外の改修工事で8章を引用している部分

工事内容  
 ○現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事  
 ・鉄骨プレースの設置工事  
 ・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）  
 ・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）  
 ・連続繊維補強工事  
 ・耐震スリット新設工事  
 ・免震改修工事  
 ・制振改修工事  
 ・土工事及び地業工事

○既存部分の処理等  
 既存構造体の撤去 [8.21.2、3][8.22.2、3][8.23.2、3][8.24.4][8.25.2][8.28.2]  
 撤去範囲  
 ○図示による（ ）  
 はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理  
 ・図示による（ ） ○さび上の塗料塗り  
 既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度  
 ○既存柱、梁面  
 ○打継ぎ面の15～30%程度に、平均深さ 2～5mm（最大7mm）程度の凹凸を、全体にわたってつける。  
 ○既存壁  
 ○打継ぎ面の10～15%程度に、平均深さ 2～5mm（最大7mm）程度の凹凸を、全体にわたってつける。  
 既存杭の撤去等  
 ・撤去範囲及び撤去方法 ・図示による（ ）  
 ・杭頭部の処理 ・図示による（ ）  
 ・既存杭の補強 ・図示による（ ）  
 ・既存杭の健全性を確認する試験  
 ・図示による（ ）

・圧接完了後の試験 [8.3.8]  
 超音波探傷試験  
 ※行う（全圧接部）

・機械式継手 [8.4.2]  
 適用箇所  
 ・図示による（ ）  
 H12建告第1463号に適合する性能  
 ・A級  
 種類  
 ・ねじ式鉄筋継手  
 充填方式  
 ・無機グラウト方式 ・有機グラウト方式  
 ・端部ねじ加工継手  
 ・モルタル充填式継手  
 工法  
 ※第三者機関の評定等を取得している工法とする  
 鉄筋相互のあき  
 ※評定等の評価内容による  
 品質の確認  
 ※評定等の評価内容による  
 検査  
 ※評定等の評価内容による  
 施工完了後の継手部の試験  
 ・外観試験  
 試験対象  
 ※全数  
 試験項目  
 ・評定等の評価内容による  
 試験方法  
 ・評定等の評価内容による  
 ・超音波測定試験  
 試験対象  
 ・抜取り  
 ロット  
 ・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。  
 試験の箇所数  
 1ロットに対して（ ）箇所  
 ・全数  
 試験項目  
 ※挿入長さ  
 試験方法  
 ※JIS Z 3064（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による  
 不合格となった場合の措置

8-1 鉄筋工事

○鉄筋 [8.2.1]  
 鉄筋の種類等  

種類の記号	呼び径(mm)	備考
○SD295	D10、D13	
・SD345		
・		
・		

・溶接金網 [8.2.2]  
 鉄線の形状等  

種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

○鉄筋の継手 [8.3.4][8.4.2.3]  
 鉄筋の継手の方法等  

部位	継手方法	呼び径(mm)
柱、梁の主筋	・ガス圧接 ・機械式継手 ・溶接継手	
耐力壁の鉄筋	・重ね継手	
その他の鉄筋（雑壁・開口塞ぎ）	○重ね継手	

継手位置  
 ※改修標準仕様書8.3.3による ・図示による（ ）  
 柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ  
 ・図示による（ ）  
 耐力壁の重ね継手の長さ  
 ※改修標準仕様書8.3.4(3)(7)による ・図示による（ ）

・溶接継手 [8.4.3]  
 適用箇所  
 ・図示による（ ）  
 H12建告第1463号に適合する性能  
 ・A級  
 溶接継手の工法  
 ・図示による（ ）  
 施工完了後の継手部の試験  
 ・外観試験  
 試験対象  
 ※全数  
 試験項目  
 ・評定等の評価内容による  
 試験方法  
 ・評定等の評価内容による  
 ・超音波測定試験  
 試験対象  
 ・抜取り  
 ロット  
 ・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。  
 試験の箇所数  
 1ロットに対して（ ）箇所  
 ・全数  
 試験項目  
 ※内部欠陥の検出  
 試験方法  
 ※JIS Z 3063（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波測定方法及び判定基準）による  
 不合格となった場合の措置

○鉄筋の定着 [8.3.4]  
 鉄筋の定着長さ  
 ※改修標準仕様書8.3.4による ○図示による（ ）  
 機械式定着工法  
 ・適用する  
 適用箇所  
 ・図示による（ ）  
 種類  
 ・摩擦圧接結合 ・蝶合グラウト固定  
 ・嵌合グラウト固定  
 工法  
 ※第三者機関の評定等を取得している工法とする  
 必要定着長さ  
 ※評定等の評価内容による  
 補強筋形状  
 ※評定等の評価内容による  
 かぶり厚さ  
 ※評定等の評価内容による  
 品質確認  
 ※評定等の評価内容による  
 検査  
 ※評定等の評価内容による

○鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む） [8.3.5]  
 最小かぶり厚さ  
 ※改修標準仕様書8.3.6による ・図示による（ ）  
 軽量コンクリートを使用する場合  
 ・あり 適用箇所（ ）  
 ・最小かぶり厚さに加える厚さ（ ）mm  
 耐久性上不利な箇所がある場合（塩害等を受けるおそれのある部分等）  
 ・あり 適用箇所（ ）  
 ・最小かぶり厚さに加える厚さ（ ）mm

・割裂補強筋 [8.21.6][8.22.7]  
 形状  
 ・スパイラル筋  
 種類の記号  
 ・SR235またはSWM-P  
 呼び径、曲げ直径、ピッチ  
 ・図示による

8-2 コンクリート工事

○コンクリートの種類 [8.1.3]  
 コンクリートの種類  
 ※I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）  
 ・II類（JIS A 5308に適合したコンクリート）

○コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度等 [8.1.3][8.1.4][8.2.5][8.9.2]  

設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランブ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所
○24	○15	・2.3程度	
・	・	・	

構造体強度補正値 ※改修標準仕様書8.2.4による

○セメント [8.2.5]  
 種類  
 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種（普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352 J/g 以下、かつ28日目で 402 J/g 以下のものとする）  
 適用箇所（ ）  
 ・高炉セメントB種 [G] 適用箇所（ ）  
 ・フライアッシュセメントB種 [G] 適用箇所（ ）

○骨材 [8.2.5]  
 アルカリシリカ反応性による区分  
 ※A ・B

・混和材料 [8.2.5]  
 ・混和剤  
 混和剤の種類  
 ※改修標準仕様書 8.2.5(4)(a)による  
 ・混和材  
 混和材の種類  
 ※改修標準仕様書 8.2.5(4)(b)による

・構造体用モルタル [8.2.6]  
 構造体用モルタル  
 圧縮強度（ ）  
 フロー値（ ）

○暑中コンクリート [8.10.2]  
 構造体強度補正値  
 ※6N/mm

・マスコンクリート (6.13.1)(6.13.2)  
 適用箇所  
 ・図示による（ ）  
 セメントの種類  
 ・普通ポルトランドセメント  
 ・中熱ポルトランドセメント  
 ・低熱ポルトランドセメント  
 ・高炉セメントB種 [G]  
 ・フライアッシュセメントB種 [G]  
 ・シリカセメント

○無筋コンクリート [8.11.1]  
 コンクリートの種類  
 ※普通コンクリート  
 設計基準強度  
 ※18N/mm<sup>2</sup>  
 スランブ  
 ※15cm又は18cm  
 セメントの種類  
 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種  
 ・高炉セメントB種 [G]  
 ・フライアッシュセメントB種 [G]  
 適用箇所  
 ・図示による（ ）

・流動化コンクリート (6.15.1)  
 適用箇所  
 ・図示による（ ）

○打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.4)(6.8.1)(9.7.3)[3.7.3]  
 打継ぎの位置  
 ○図示による（ ）  
 目地寸法  
 ・標準仕様書 9.7.3(1)(7)による ○図示による（ ）  
 ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法  
 ○図示による（ ）

8-3 鉄骨工事

○構造体コンクリートの仕上り [8.1.4]  

種類	適用箇所
・A種	
○B種	雑壁・開口塞ぎ
・C種	

コンクリートの仕上りの平坦さ  

種類	適用箇所
・a種	
・b種	
・c種	

・打増し厚さ（打放し仕上げ部） [8.7.8]  
 ・打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）  
 ・20mm  
 ・打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）  
 ・10mm ・20mm

○型枠 (6.8.2)[8.2.7]  
 せき板の材料及び厚さ  
 ○合板(※12mm ) [G]  
 ・断熱材を兼用した型枠材  
 使用箇所  
 ・図示による（ ）  
 ・MOR工法用シート  
 適用箇所  
 ・図示による（ ）  
 打増し厚さ  
 ・20mm  
 打増し範囲  
 ・図示による（ ）  
 スリーブの材質・規格等  
 ・図示による（ ）

○型枠の加工及び組立 [8.7.8]  
 シアコネクタをセパレーターとして使用  
 使用箇所  
 ・図示による（ ）

○コンクリートの打込み法等 [8.21.8][8.23.5~7]  

補強工法	打設工法	部位
○現場打ちコンクリート壁の増設工事	○工法指定なし ・流込み工法 8.21.8(1)(7)、(2) ・圧入工法 8.21.8(1)(4)、(3)	○全ての増設壁 ・図示による（ ）
・柱補強工事（溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法）	・工法指定なし ・流込み工法 8.21.8(1)(7)、(2) ・圧入工法 8.21.8(1)(4)、(3)	・全ての柱補強部分 ・図示による（ ）
・	・工法指定なし ・流込み工法 8.21.8(1)(7)、(2) ・圧入工法 8.21.8(1)(4)、(3)	・全ての柱補強部分 ・図示による（ ）

鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等  
 柱頭及び柱脚の隙間の寸法  
 ・図示による（ ）  
 柱頭及び柱脚の隙間部間の型枠  
 ・発泡プラスチック保温材等を埋込む  
 既存柱外周部あと打ちコンクリート又は構造体用モルタルの厚さ  
 ・図示による（ ）  
 補強後の仕上げ  
 ・図示による（ ）

○鉄骨製作工場 [8.1.5]  
 鉄骨製作工場の加工能力  
 ※建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場  
 （ ）グレード以上  
 ・監督職員の承諾する工場

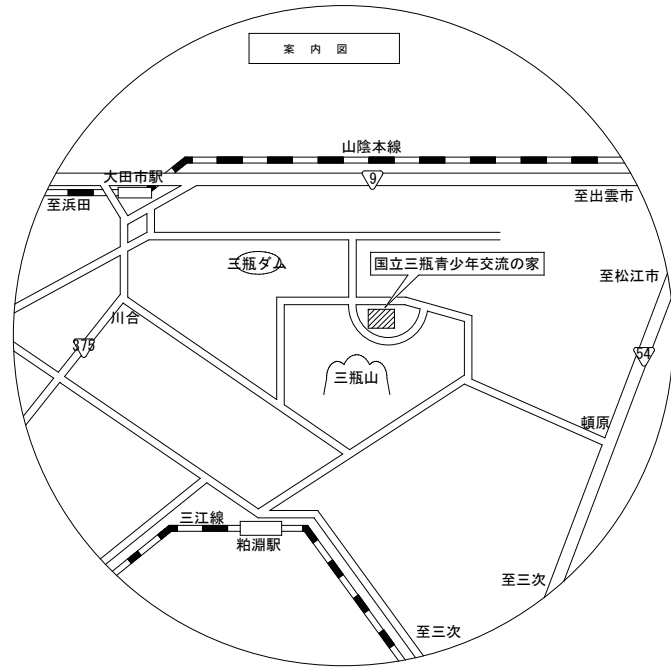
・鉄骨製作工場における施工管理技術者 [8.1.6]  
 ※配置する  
 ・配置しない

○鋼材 [8.2.8]  

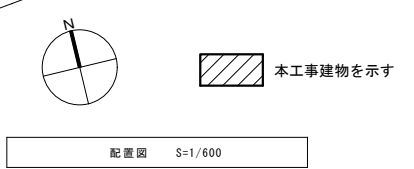
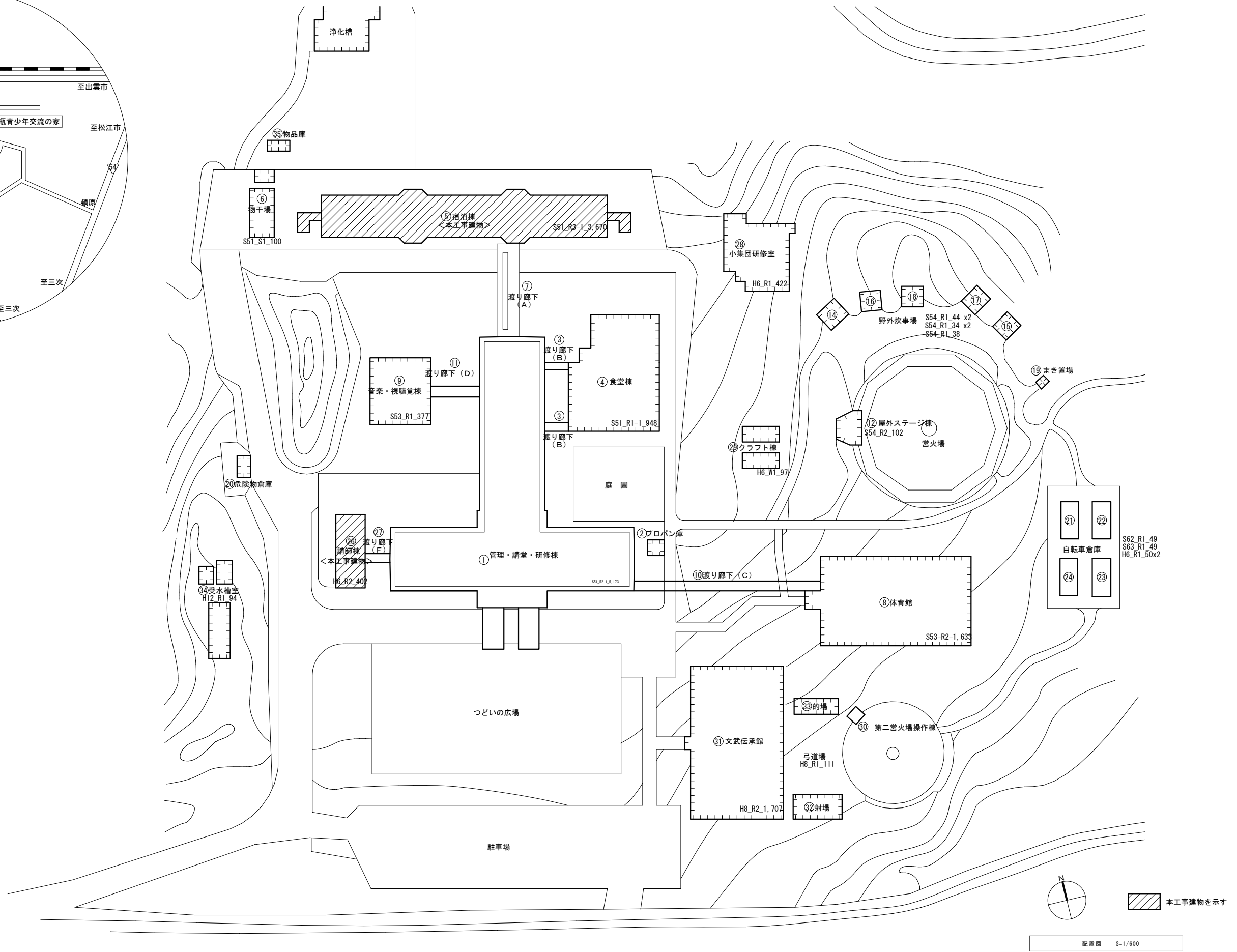
種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規格
		・JISによる
		・JISによる
		・JISによる
		・JISによる
		・JISによる
		・JISによる

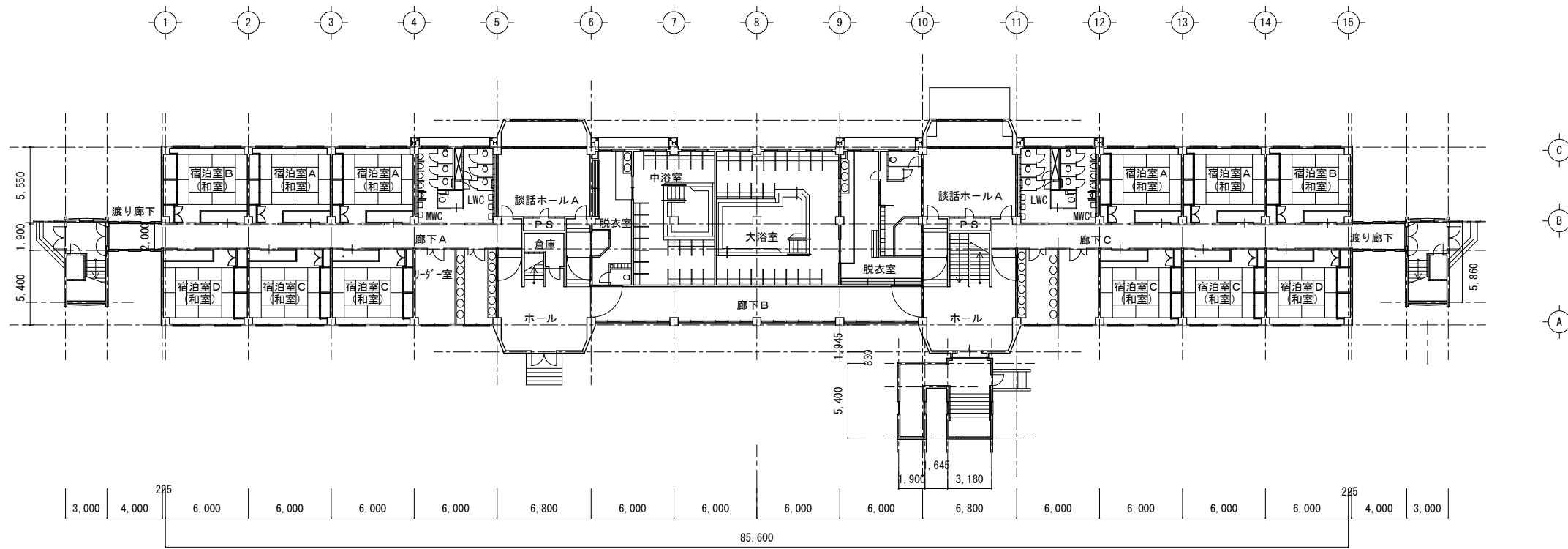
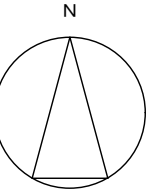
○高力ボルト [8.2.9][8.13.2][8.14.2]  
 高力ボルトの種類  
 ・トルシヤ形高力ボルト  
 ・JIS形高力ボルト  
 ・  
 ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等  
 ・図示による（ ）  
 摩擦面の処理方法  
 ※改修標準仕様書8.14.2(1)による  
 すべり試験の種類  
 ・すべり係数試験 ・すべり耐力試験  
 すべり試験を実施する場合、改修標準仕様書8.14.2(1)(4)による摩擦面の確認は、本試験で作成した対比試験片で行うこと。

<p>・普通ボルト</p> <p>ボルト及びナットの種類 ※標準仕様書表7.2.3による ・以下による ボルトの規格は、JIS B 1180とする。 ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。 ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。 ナットの規格は、JIS B 1181とする。 ナットの種類は、六角ナット-Cとし、材料は鋼とする。</p> <p>・溶接部の試験</p> <p>平12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 [8.15.12] ・突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル]3.5.2 受入検査による ・抜き取り検査① ※抜き取り検査②</p> <p>JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準] の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・JASS 6 10.4 [受入検査]e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、超音波探傷試験の抜き取り箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ・工場溶接の場合 ※全数 ・工場現場溶接の場合 ※全数</p> <p>・錆止め塗装</p> <p>塗料の種類 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・図示による( ) 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※改修標準仕様書8.17.2(1)(7)～(8)による部分以外の範囲 ・図示による( )</p> <p>塗料の種類 ・下記以外の鉄骨面は、改修標準仕様書7章[塗装改修工事]による ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種類 ※A種 ・耐火被覆材が接着する面の塗料の種類</p> <p>種類、材料、工法等 [8.18.2~8]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>材料・工法</th> <th>性能(耐火時間)</th> <th>適用箇所(部位・部分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>乾式吹付けロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>半乾式吹付けロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>湿式ロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>繊維混入けい酸カルシウム板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>高断熱ロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>ラス張りモルタル塗料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>耐火塗料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・アンカーボルト等の設置等 [7.10.3]</p> <p>構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による( ) 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ・図示による( ) 建方用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による( ) 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種類 ・A種 ・B種 柱底均しモルタル厚さ及び工法の種類 厚さ 種類 ※A種 ・B種</p> <p>・鉄骨ブレース設置後の仕上げ [8.22.9]</p> <p>・あと施工アンカー [8.2.4]</p> <p>材料等 ・金属系アンカー ・引張耐力 ・ kN ・図示による( ) ・せん断耐力 ・ kN ・図示による( ) アンカー本体の径及び埋込み長さ ・図示による( ) セット方式 ※本体打込み式改良型 接合部の種類、径、長さ ・図示による( ) ・性能確認試験 試験方法及び試験数 ・図示による( ) ○接着系アンカー ・引張耐力 ・ kN ○図示による( ) ・せん断耐力 ・ kN ○図示による( ) アンカーの種類 ※カプセル方式回転打撃式 接着剤の品質 ・有機系 ・無機系 アンカー筋の径及び埋込み長さ ○図示による( ) アンカー筋の種類 アンカー筋の新設壁内への定着の長さ ○図示による( ) ○性能確認試験 試験方法及び試験数 ○図示による( )</p> <p>・穿孔 [8.12.4]</p> <p>埋込み配管等の探査方法 ○鉄筋探知機(金属探知機)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・はつり出しによる</p> <p>試験方法 [8.12.7] ※引張試験機による引張試験 確認強度 ○図示による( )</p> <p>8-5 グラウト工事 [8.2.12]</p> <p>○柱底均しモルタル及びグラウト材 ・柱底均しモルタル ※無収縮モルタル ○グラウト材 無収縮グラウト材の材質等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混和材</td> <td>セメント系(酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場適合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>無収縮グラウト材の品質及び試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンシステンシー</td> <td>Uロートによる流下時間 経混ぜ完了から3分以内の値 : 8±2秒</td> </tr> <tr> <td>ブリージング</td> <td>経混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下</td> </tr> <tr> <td>凝結時間</td> <td>凝結開始時間 : 1時間以上 終結時間 : 10時間以内</td> </tr> <tr> <td>無収縮性</td> <td>材齢 7日 収縮しない</td> </tr> <tr> <td>圧縮強度</td> <td>材齢 3日 20.0 N/mm<sup>2</sup>以上 材齢 28日 40.0 N/mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>塩化物量</td> <td>0.30kg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験方法 1) NEXCO試験方法 試験法 312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場適合形で混和材が同一の場合の試験はプレミックス形のみとする。 2) 塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。</p> <p>8-6 連続繊維シート [8.2.13][8.24.6]</p> <p>・連続繊維シート 連続繊維材の材料 ・炭素繊維 ・アラミド繊維</p> <p>引張強度(含浸硬化後) ・ ( ) N/mm<sup>2</sup> ヤング係数(含浸硬化後) ・ ( ) N/mm<sup>2</sup></p> <p>・下地処理 ・ひび割れ部改修 範囲 ・図示による( ) 工法の種類 ・柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ・図示による( )</p> <p>連続繊維補強材の強度試験 ・引張強度試験 ※JIS A 1191(コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法)による 試験数量 ・図示による( ) ・付着強度試験 ※JIS A 6909(建築用仕上塗材)による 試験数量 ・図示による( )</p> <p>補強工事後の仕上げ ・図示による( )</p> <p>8-7 耐震スリット新設工事 [8.25.2]</p> <p>・耐震スリットの方式、幅及び深さ [8.25.2]</p> <p>方式 ・完全 部分 幅及び深さ ・図示による( ) 設置箇所 ・図示による( )</p> <p>・耐震スリットの施工前の埋込み配管等の探査 [8.12.4]</p> <p>既存撤去部の埋込み配管等の探査方法 ・鉄筋探知機(金属探知機)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・はつりだしによる</p> <p>・耐震スリット充填材の挿入及び厚み補修 [8.25.2]</p> <p>・耐火材 使用箇所及び仕様 ・図示による( ) ・遮音材 使用箇所及び仕様 ・図示による( ) 撤去部の補修 ※撤去材と同一材で補修</p>	種類	材料・工法	性能(耐火時間)	適用箇所(部位・部分)	耐火被覆材	乾式吹付けロックウール			耐火被覆材	半乾式吹付けロックウール			耐火被覆材	湿式ロックウール			耐火被覆材	繊維混入けい酸カルシウム板			耐火被覆材	高断熱ロックウール			耐火被覆材	ラス張りモルタル塗料			耐火被覆材	耐火塗料			材料	仕様	混和材	セメント系(酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。	セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。	砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場適合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。	項目	仕様	コンシステンシー	Uロートによる流下時間 経混ぜ完了から3分以内の値 : 8±2秒	ブリージング	経混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下	凝結時間	凝結開始時間 : 1時間以上 終結時間 : 10時間以内	無収縮性	材齢 7日 収縮しない	圧縮強度	材齢 3日 20.0 N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28日 40.0 N/mm <sup>2</sup> 以上	塩化物量	0.30kg/m <sup>3</sup> 以下	<p>・普通ボルト</p> <p>ボルト及びナットの種類 ※標準仕様書表7.2.3による ・以下による ボルトの規格は、JIS B 1180とする。 ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。 ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。 ナットの規格は、JIS B 1181とする。 ナットの種類は、六角ナット-Cとし、材料は鋼とする。</p> <p>・溶接部の試験</p> <p>平12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 [8.15.12] ・突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル]3.5.2 受入検査による ・抜き取り検査① ※抜き取り検査②</p> <p>JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準] の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・JASS 6 10.4 [受入検査]e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、超音波探傷試験の抜き取り箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ・工場溶接の場合 ※全数 ・工場現場溶接の場合 ※全数</p> <p>・錆止め塗装</p> <p>塗料の種類 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・図示による( ) 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※改修標準仕様書8.17.2(1)(7)～(8)による部分以外の範囲 ・図示による( )</p> <p>塗料の種類 ・下記以外の鉄骨面は、改修標準仕様書7章[塗装改修工事]による ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種類 ※A種 ・耐火被覆材が接着する面の塗料の種類</p> <p>種類、材料、工法等 [8.18.2~8]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>材料・工法</th> <th>性能(耐火時間)</th> <th>適用箇所(部位・部分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>乾式吹付けロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>半乾式吹付けロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>湿式ロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>繊維混入けい酸カルシウム板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>高断熱ロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>ラス張りモルタル塗料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火被覆材</td> <td>耐火塗料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・アンカーボルト等の設置等 [7.10.3]</p> <p>構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による( ) 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ・図示による( ) 建方用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による( ) 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種類 ・A種 ・B種 柱底均しモルタル厚さ及び工法の種類 厚さ 種類 ※A種 ・B種</p> <p>・鉄骨ブレース設置後の仕上げ [8.22.9]</p> <p>・あと施工アンカー [8.2.4]</p> <p>材料等 ・金属系アンカー ・引張耐力 ・ kN ・図示による( ) ・せん断耐力 ・ kN ・図示による( ) アンカー本体の径及び埋込み長さ ・図示による( ) セット方式 ※本体打込み式改良型 接合部の種類、径、長さ ・図示による( ) ・性能確認試験 試験方法及び試験数 ・図示による( ) ○接着系アンカー ・引張耐力 ・ kN ○図示による( ) ・せん断耐力 ・ kN ○図示による( ) アンカーの種類 ※カプセル方式回転打撃式 接着剤の品質 ・有機系 ・無機系 アンカー筋の径及び埋込み長さ ○図示による( ) アンカー筋の種類 アンカー筋の新設壁内への定着の長さ ○図示による( ) ○性能確認試験 試験方法及び試験数 ○図示による( )</p> <p>・穿孔 [8.12.4]</p> <p>埋込み配管等の探査方法 ○鉄筋探知機(金属探知機)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・はつり出しによる</p> <p>試験方法 [8.12.7] ※引張試験機による引張試験 確認強度 ○図示による( )</p> <p>8-5 グラウト工事 [8.2.12]</p> <p>○柱底均しモルタル及びグラウト材 ・柱底均しモルタル ※無収縮モルタル ○グラウト材 無収縮グラウト材の材質等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混和材</td> <td>セメント系(酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場適合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>無収縮グラウト材の品質及び試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンシステンシー</td> <td>Uロートによる流下時間 経混ぜ完了から3分以内の値 : 8±2秒</td> </tr> <tr> <td>ブリージング</td> <td>経混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下</td> </tr> <tr> <td>凝結時間</td> <td>凝結開始時間 : 1時間以上 終結時間 : 10時間以内</td> </tr> <tr> <td>無収縮性</td> <td>材齢 7日 収縮しない</td> </tr> <tr> <td>圧縮強度</td> <td>材齢 3日 20.0 N/mm<sup>2</sup>以上 材齢 28日 40.0 N/mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>塩化物量</td> <td>0.30kg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験方法 1) NEXCO試験方法 試験法 312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場適合形で混和材が同一の場合の試験はプレミックス形のみとする。 2) 塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。</p> <p>8-6 連続繊維シート [8.2.13][8.24.6]</p> <p>・連続繊維シート 連続繊維材の材料 ・炭素繊維 ・アラミド繊維</p> <p>引張強度(含浸硬化後) ・ ( ) N/mm<sup>2</sup> ヤング係数(含浸硬化後) ・ ( ) N/mm<sup>2</sup></p> <p>・下地処理 ・ひび割れ部改修 範囲 ・図示による( ) 工法の種類 ・柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ・図示による( )</p> <p>連続繊維補強材の強度試験 ・引張強度試験 ※JIS A 1191(コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法)による 試験数量 ・図示による( ) ・付着強度試験 ※JIS A 6909(建築用仕上塗材)による 試験数量 ・図示による( )</p> <p>補強工事後の仕上げ ・図示による( )</p> <p>8-7 耐震スリット新設工事 [8.25.2]</p> <p>・耐震スリットの方式、幅及び深さ [8.25.2]</p> <p>方式 ・完全 部分 幅及び深さ ・図示による( ) 設置箇所 ・図示による( )</p> <p>・耐震スリットの施工前の埋込み配管等の探査 [8.12.4]</p> <p>既存撤去部の埋込み配管等の探査方法 ・鉄筋探知機(金属探知機)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・はつりだしによる</p> <p>・耐震スリット充填材の挿入及び厚み補修 [8.25.2]</p> <p>・耐火材 使用箇所及び仕様 ・図示による( ) ・遮音材 使用箇所及び仕様 ・図示による( ) 撤去部の補修 ※撤去材と同一材で補修</p>	種類	材料・工法	性能(耐火時間)	適用箇所(部位・部分)	耐火被覆材	乾式吹付けロックウール			耐火被覆材	半乾式吹付けロックウール			耐火被覆材	湿式ロックウール			耐火被覆材	繊維混入けい酸カルシウム板			耐火被覆材	高断熱ロックウール			耐火被覆材	ラス張りモルタル塗料			耐火被覆材	耐火塗料			材料	仕様	混和材	セメント系(酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。	セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。	砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場適合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。	項目	仕様	コンシステンシー	Uロートによる流下時間 経混ぜ完了から3分以内の値 : 8±2秒	ブリージング	経混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下	凝結時間	凝結開始時間 : 1時間以上 終結時間 : 10時間以内	無収縮性	材齢 7日 収縮しない	圧縮強度	材齢 3日 20.0 N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28日 40.0 N/mm <sup>2</sup> 以上	塩化物量	0.30kg/m <sup>3</sup> 以下	<p>・埋戻し及び盛土 [8.28.3]</p> <p>材料及び工法 ※改修標準仕様書表8.28.1による ・A種 適用場所( ) ・B種 適用場所( ) ・C種 適用場所( ) 土質( ) 受渡場所( ) ・D種 適用場所( ) (D種の品質 細粒分(75μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。) ・材料( ) 工法( ) 適用場所( )</p> <p>・杭地業 [8.2.15][8.28.4][4.3.8]</p> <p>支持層の位置及び土質(基礎杭の先端位置含む) ・図示による( ) 杭の材料、工法、寸法、施工方法等 ・図示による( ) ・試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法 ・図示による( ) ・杭の継手の箇所数、材料、工法等 ・図示による( ) ・杭の溶接継手の技量 技能資格者の技量 ・図示による( ) 溶接部の確認 ・図示による( ) ・杭頭部の処理 ・処理しない ・処理する 処理方法(切断にともなう補強方法含む) ・図示による( ) ・杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの 杭の精度 水平方法の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 ・評定等の評価内容による 建て込み時の杭の鉛直度 ・1/100以内 ・評定等の評価内容による 記録する施工状況等 ・図示による( )</p> <p>・砂利地業 [8.2.15][8.28.4]</p> <p>材料 ・再生クラッシュラン[G] ・切込砂利又は切込砕石 砂利厚さ ※60mm</p> <p>・捨コンクリート地業 [8.2.15][8.28.4]</p> <p>捨コンクリートの厚さ ※50mm コンクリートの種類 ※普通コンクリート 設計基準強度 ※18N/mm<sup>2</sup> スランプ ※15cm又は18cm</p>	<p>8-8 土工事及び地業工事 [8.28.3]</p> <p>・埋戻し及び盛土 [8.28.3]</p> <p>材料及び工法 ※改修標準仕様書表8.28.1による ・A種 適用場所( ) ・B種 適用場所( ) ・C種 適用場所( ) 土質( ) 受渡場所( ) ・D種 適用場所( ) (D種の品質 細粒分(75μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。) ・材料( ) 工法( ) 適用場所( )</p> <p>・杭地業 [8.2.15][8.28.4][4.3.8]</p> <p>支持層の位置及び土質(基礎杭の先端位置含む) ・図示による( ) 杭の材料、工法、寸法、施工方法等 ・図示による( ) ・試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法 ・図示による( ) ・杭の継手の箇所数、材料、工法等 ・図示による( ) ・杭の溶接継手の技量 技能資格者の技量 ・図示による( ) 溶接部の確認 ・図示による( ) ・杭頭部の処理 ・処理しない ・処理する 処理方法(切断にともなう補強方法含む) ・図示による( ) ・杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの 杭の精度 水平方法の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 ・評定等の評価内容による 建て込み時の杭の鉛直度 ・1/100以内 ・評定等の評価内容による 記録する施工状況等 ・図示による( )</p> <p>・砂利地業 [8.2.15][8.28.4]</p> <p>材料 ・再生クラッシュラン[G] ・切込砂利又は切込砕石 砂利厚さ ※60mm</p> <p>・捨コンクリート地業 [8.2.15][8.28.4]</p> <p>捨コンクリートの厚さ ※50mm コンクリートの種類 ※普通コンクリート 設計基準強度 ※18N/mm<sup>2</sup> スランプ ※15cm又は18cm</p>	<p>一級建築士 第340021号 荒木 恒介</p> <p>設計業務 名称 特記</p> <p>国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)</p> <p>独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課</p> <p>課長 施設管理課 担当</p> <p>工事名称 図面番号 図面名称</p> <p>国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家ライフライン(宿泊棟他)改修他工事</p> <p>令和5年度 縮尺</p> <p>特記仕様書(10)</p> <p>A-10</p>
種類	材料・工法	性能(耐火時間)	適用箇所(部位・部分)																																																																																																													
耐火被覆材	乾式吹付けロックウール																																																																																																															
耐火被覆材	半乾式吹付けロックウール																																																																																																															
耐火被覆材	湿式ロックウール																																																																																																															
耐火被覆材	繊維混入けい酸カルシウム板																																																																																																															
耐火被覆材	高断熱ロックウール																																																																																																															
耐火被覆材	ラス張りモルタル塗料																																																																																																															
耐火被覆材	耐火塗料																																																																																																															
材料	仕様																																																																																																															
混和材	セメント系(酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。																																																																																																															
セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。																																																																																																															
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場適合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。																																																																																																															
項目	仕様																																																																																																															
コンシステンシー	Uロートによる流下時間 経混ぜ完了から3分以内の値 : 8±2秒																																																																																																															
ブリージング	経混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下																																																																																																															
凝結時間	凝結開始時間 : 1時間以上 終結時間 : 10時間以内																																																																																																															
無収縮性	材齢 7日 収縮しない																																																																																																															
圧縮強度	材齢 3日 20.0 N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28日 40.0 N/mm <sup>2</sup> 以上																																																																																																															
塩化物量	0.30kg/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																															
種類	材料・工法	性能(耐火時間)	適用箇所(部位・部分)																																																																																																													
耐火被覆材	乾式吹付けロックウール																																																																																																															
耐火被覆材	半乾式吹付けロックウール																																																																																																															
耐火被覆材	湿式ロックウール																																																																																																															
耐火被覆材	繊維混入けい酸カルシウム板																																																																																																															
耐火被覆材	高断熱ロックウール																																																																																																															
耐火被覆材	ラス張りモルタル塗料																																																																																																															
耐火被覆材	耐火塗料																																																																																																															
材料	仕様																																																																																																															
混和材	セメント系(酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。																																																																																																															
セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。																																																																																																															
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場適合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。																																																																																																															
項目	仕様																																																																																																															
コンシステンシー	Uロートによる流下時間 経混ぜ完了から3分以内の値 : 8±2秒																																																																																																															
ブリージング	経混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下																																																																																																															
凝結時間	凝結開始時間 : 1時間以上 終結時間 : 10時間以内																																																																																																															
無収縮性	材齢 7日 収縮しない																																																																																																															
圧縮強度	材齢 3日 20.0 N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28日 40.0 N/mm <sup>2</sup> 以上																																																																																																															
塩化物量	0.30kg/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																															

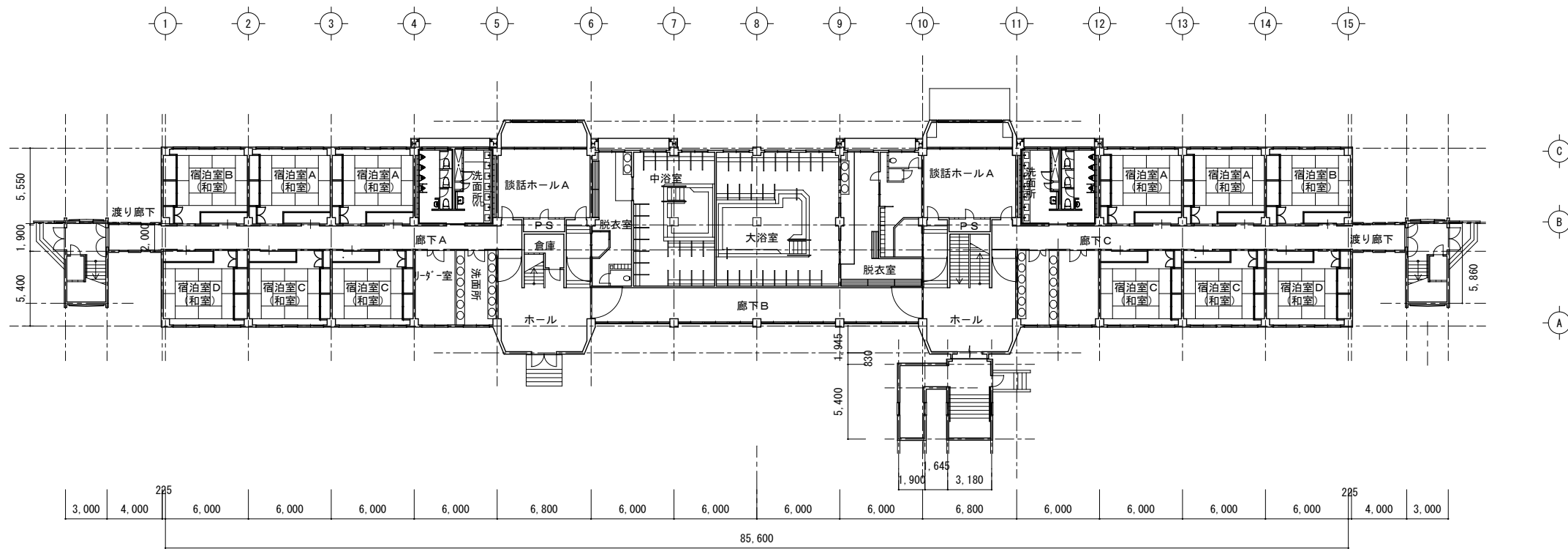


建物リスト	
①	管理・講堂・研修棟 <本工事建物>
②	プロパン庫
③	渡り廊下 (B)
④	食堂棟
⑤	宿泊棟 <本工事建物>
⑥	物干場
⑦	渡り廊下 (A)
⑧	体育館
⑨	音楽・視聴覚棟
⑩	渡り廊下 (C)
⑪	渡り廊下 (D)
⑫	屋外ステージ棟
⑬	倉庫・便所棟<右図範囲外>
⑭	野外炊飯場 (A)
⑮	野外炊飯場 (A 1)
⑯	野外炊飯場 (B)
⑰	野外炊飯場 (B 1)
⑱	野外炊飯場 (C)
⑲	まき置場
⑳	危険物倉庫
㉑	自転車倉庫 (1)
㉒	自転車倉庫 (2)
㉓	自転車倉庫 (3)
㉔	自転車倉庫 (4)
㉕	ポンプ室<右図範囲外>
㉖	講師棟 <本工事建物>
㉗	渡り廊下 (F)
㉘	小集団研修棟
㉙	クラフト棟
㉚	第二営火場操作棟
㉛	文武伝承館
㉜	射場
㉝	的場
㉞	受水槽室
㉟	物品庫





1階平面図【改修前】



1階平面図【改修後】

一級建築士  
第340021号 荒木 恒介

設計業務名  
国立青少年教育振興機構  
国立三瓶青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

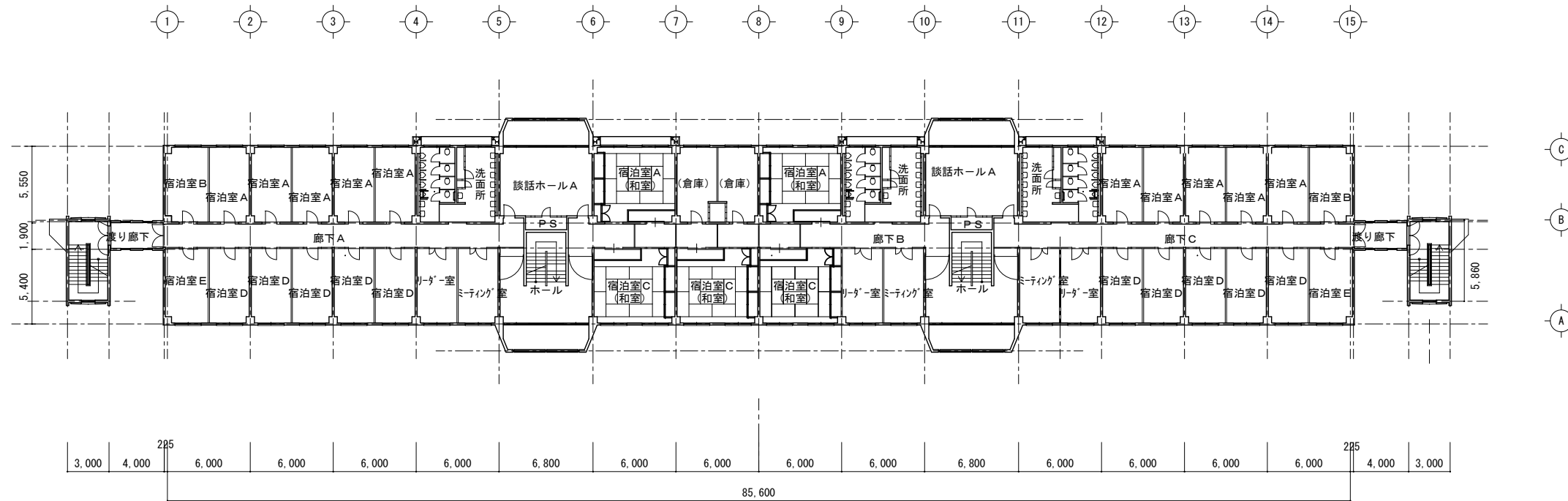
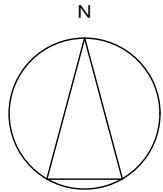
独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課  
課長 施設管理課 担当

工事名称  
国立青少年教育振興機構  
国立三瓶青少年交流の家ライフライン(宿泊棟他)改修他工事

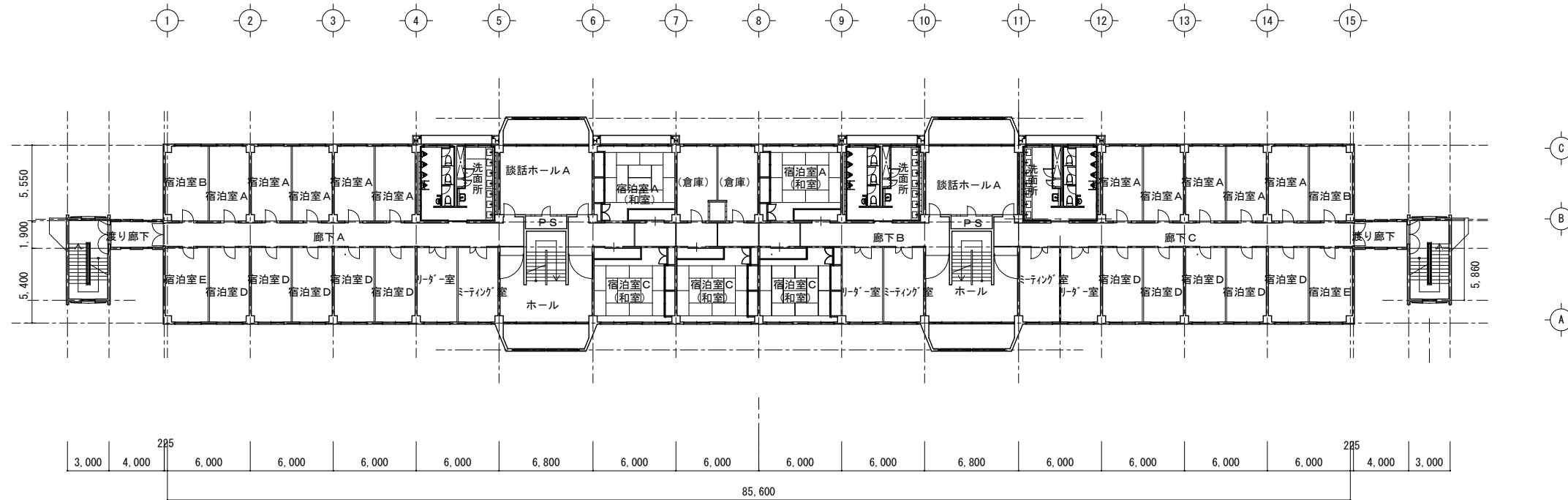
令和5年度  
縮尺 1/200

図面番号  
A-12





2階平面図【改修前】



2階平面図【改修後】

一級建築士  
第340021号 荒木 恒介

設計業務名  
特記  
国立青少年教育振興機構  
国立三瓶青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課  
課長 施設管理課 担当

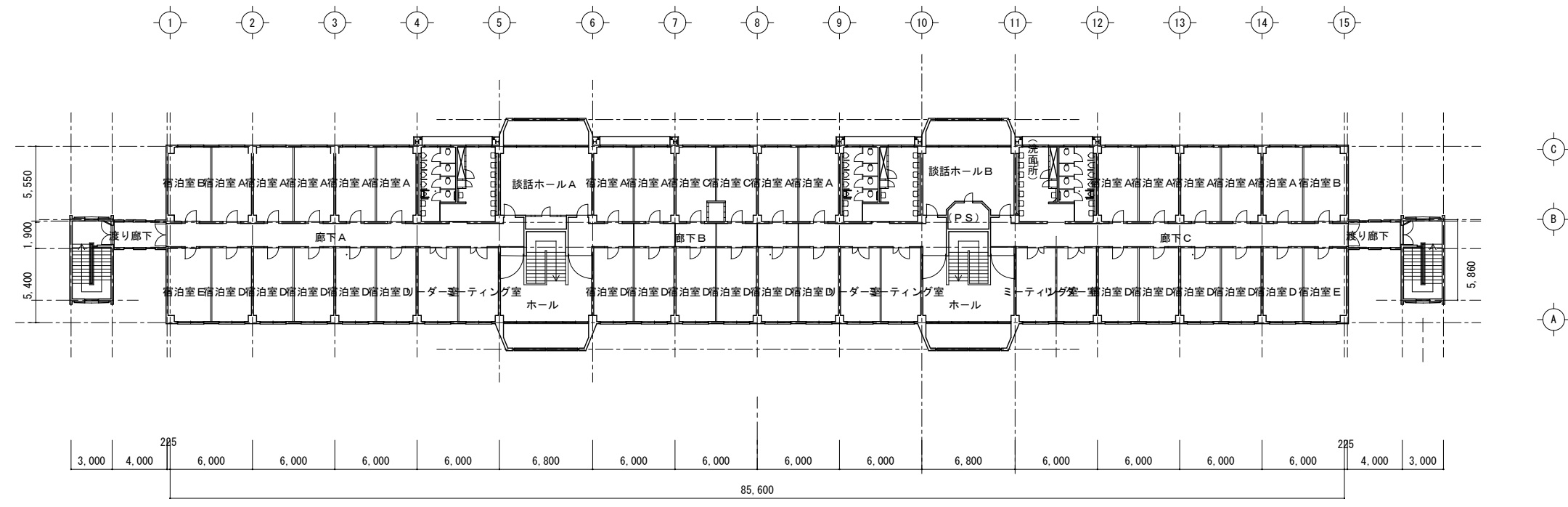
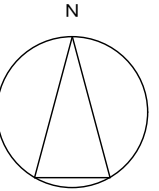
工事名称  
国立青少年教育振興機構  
国立三瓶青少年交流の家ライフライン(宿泊棟他)改修他工事

令和5年度

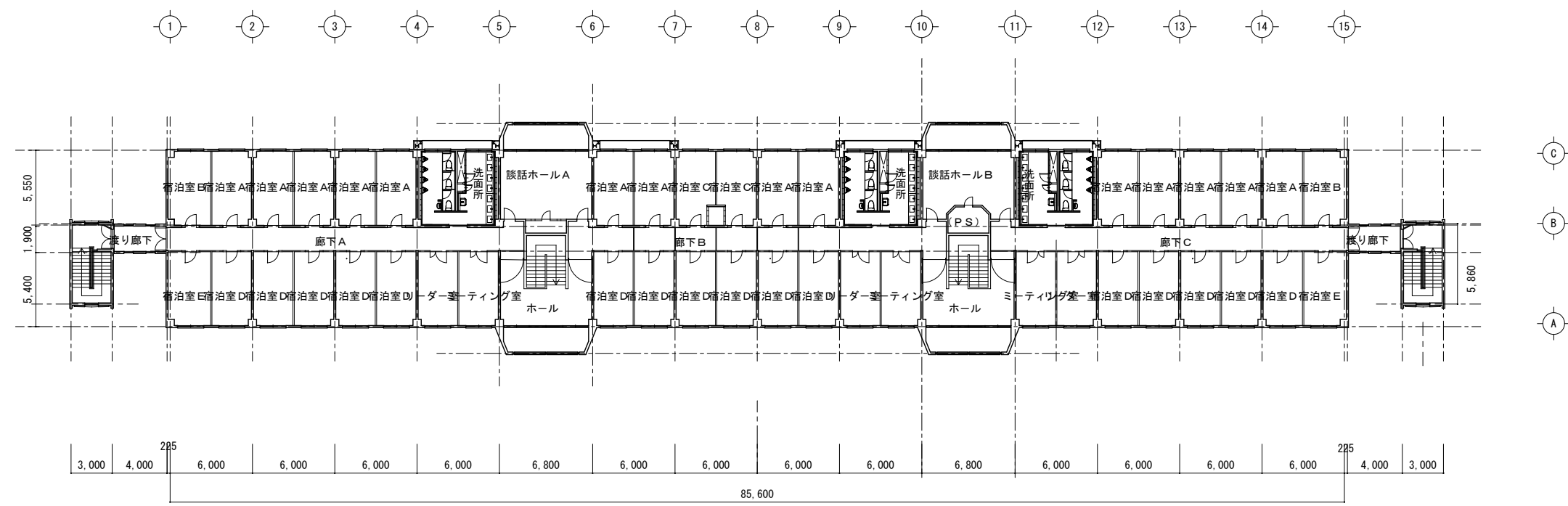
図面番号  
A-13

縮尺  
1/200

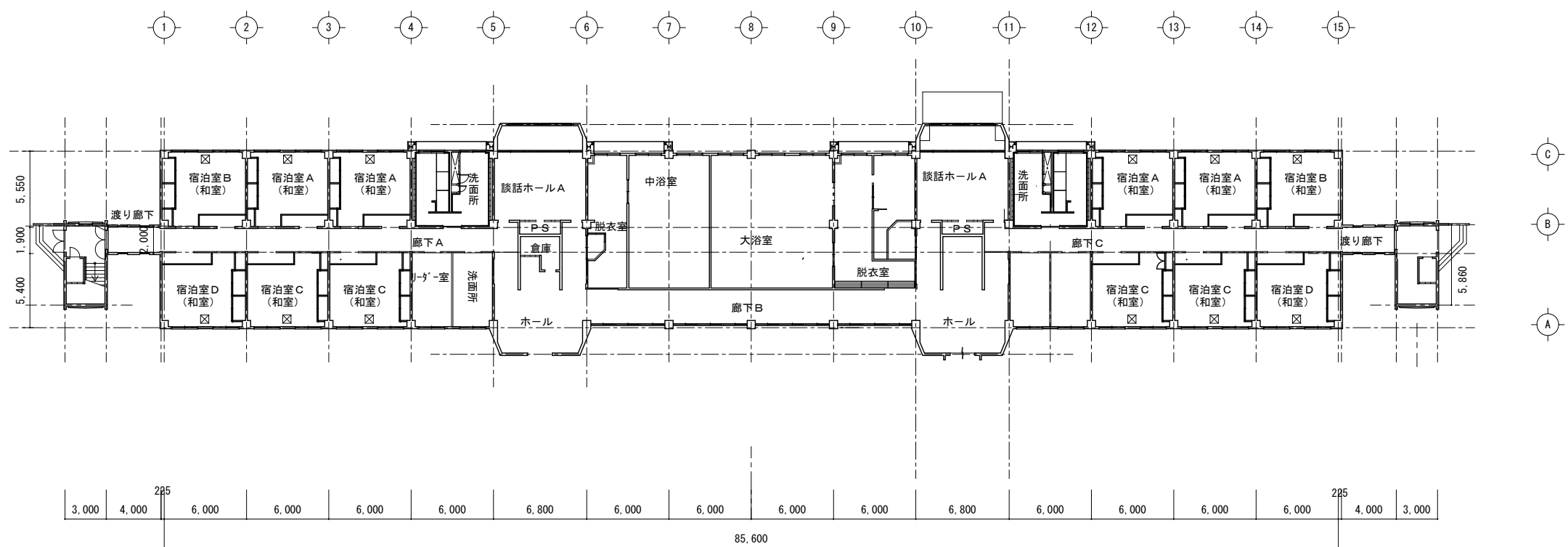
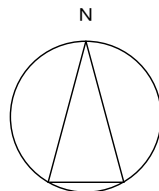
宿泊棟\_2階平面図【改修前・後】



3階平面図【改修前】

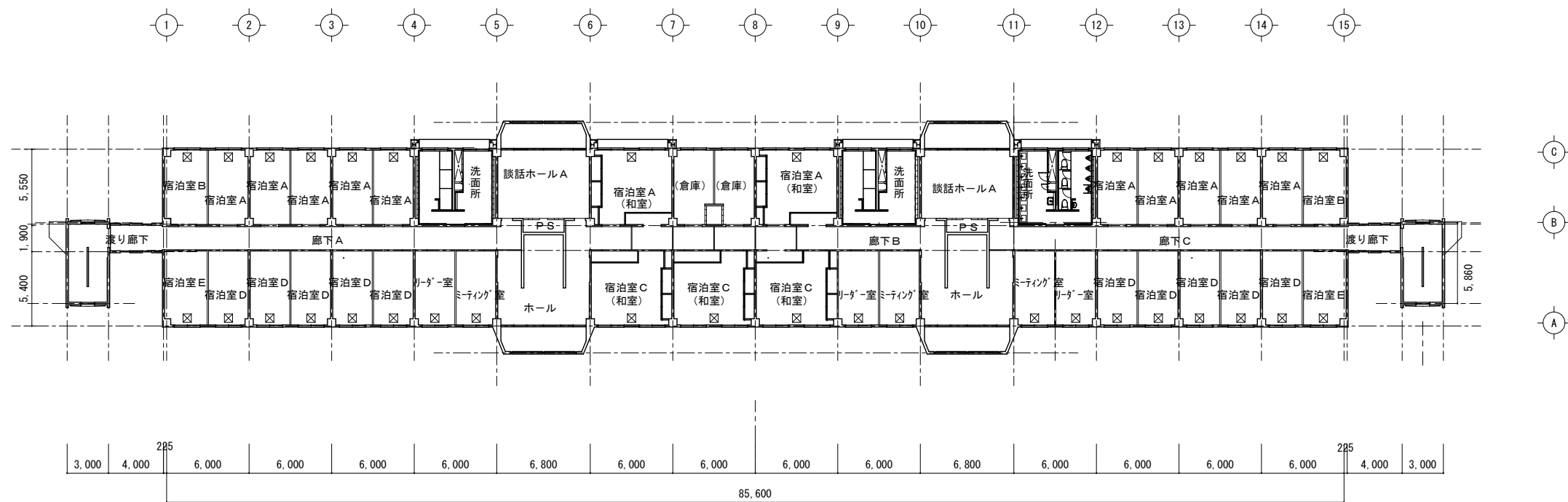
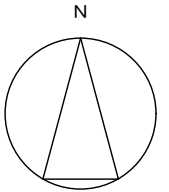


3階平面図【改修後】



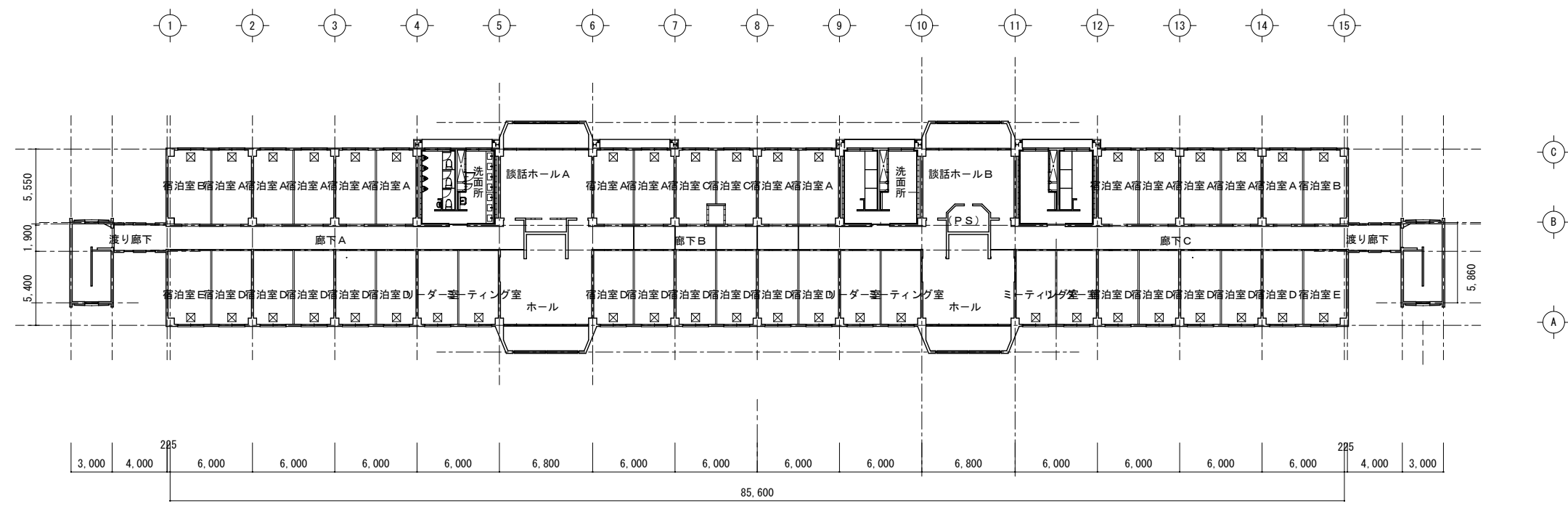
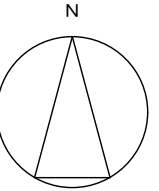
1階天井伏図【改修前後】

☒・・・600角点検口（新設）



2階平面図【改修後】

☒・・・点検口600角（新設）



3階平面図【改修後】

☒・・・天井点検口600角を示す

**建具共通事項** ※特記なき限り下記を共通とする

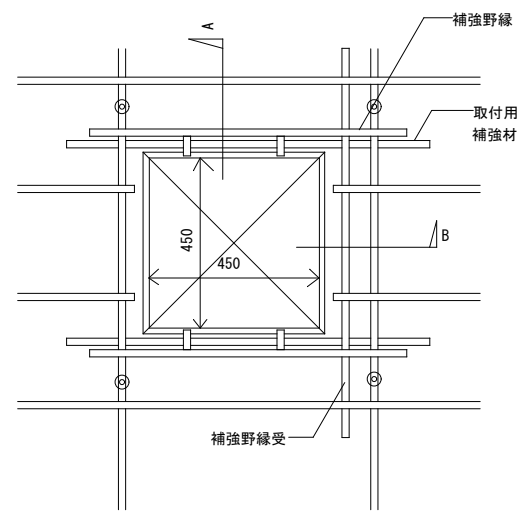
記号	本表は建具表における凡例及び共通指定事項を示す。	形状	(1) ドアガラリはノービジョンタイプ、材質は扉と同材とする。 (2) ガラリは、内部はI型とし、外部はII型とする。 (3) 掃気ガラリには、汚れ防止のため左右壁枠添 (同材にて巾60mm) を設ける。(ガラリの羽の裏面とする。) (4) 配載寸法は内法有効寸法を示すものとし、引戸については引残し120とする。 (5) 特記なき限り枠幅25とする。	建具種類	錠の種類	握玉・把手類	その他金物	施工方法	特記事項
	建具番号		その他		錠の種類	握玉・把手類	その他金物		

建具金物	(1) 壁当たりとなる開き戸は壁面からの逃げ寸法を100mm程度とし、ドアガラリの有無にかかわらず戸当たりを設ける。戸当たりは原則として床付けとするが、巾木付との別は現場指示による。 (2) 掃気窓のクレセントおよび操作レバーの位置は床面から1,500mm以下とし、他工事スイッチ類と統一する。 (3) 扉の握り玉、把手類は原則として床面から1,000mmとし、押板類は1,100mmとする。 (4) 錠のバックセットは原則として100mm以上とする。 (5) 電気錠連電金具は彫込形とし、通線後の扉の取り外しが容易なように金具の近接部にてリード線のアタッチメントを取り付けること。金具本体もビス止めとし、取り外し可能な取り付け方法とすること。 (6) 特記なき限り引戸ドアガラリはSUS製H600φ25とする。 (7) ステンレス扉ドアは扉を面一納まりとし、押板も同面とする。 (8) 丁番(H)は、隠し丁番とする。 (9) 外部に面するAWは結露受及び水切を設ける。また水切には汚垂れ防止の為、小口立上りを設ける。	法規制略号	仕上略号	ガラス略号	錠の種類	握玉・把手類	その他金物	設備工事との区分	姿
	建具略号								

各略号	SD 鋼製扉 (戸)	AW アルミ製窓	H ふすま	法規制略号	仕上略号	ガラス略号	K 1	K 2	K 3	K 4	K 5	K 6	I型	II型	III型	IV型	姿
	SW 鋼製窓	ACW アルミ製カーテンウォール	P 紙障子	特防 特定防火設備	SOP 合成樹脂調合ペイント塗り	F L 透明フロートガラス											

符号	形状	位置	数量	改修前後	寸法	気密性能	仕上	ガラス	ガラリ	番摺	金物	備考
①	7&S樹脂製引違窓	講師棟1F 車庫	3	撤去	W: 2,000 H: 1,900	-	-	FL3 (撤去)	-	-	-	開口有効1.89㎡以上とする 防火設備
②	鋼製スチールシャッター	講師棟1F 車庫	2	新設	W: 2,000 H: 1,900	-	-	-	II型	-	-	
③	鋼製スチール扉	講師棟1F 車庫	1	撤去	W: 4,150 H: 2,900	-	-	-	-	-	-	
④	鋼製スチール扉	講師棟1F 車庫	1	新設	W: 1,900 H: 2,000	-	-	-	-	-	-	

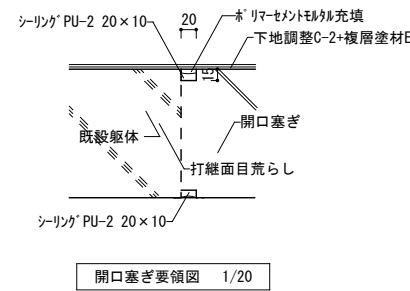
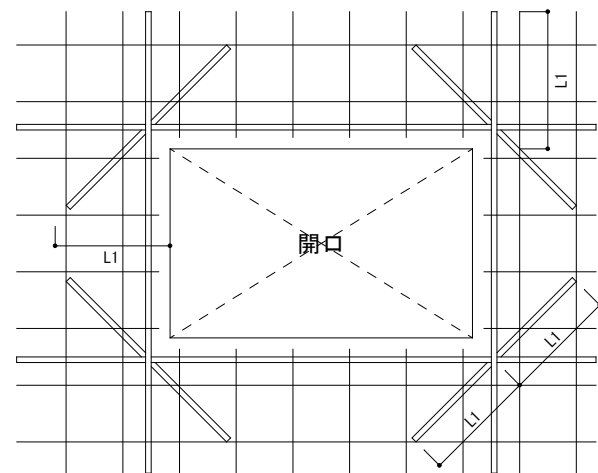




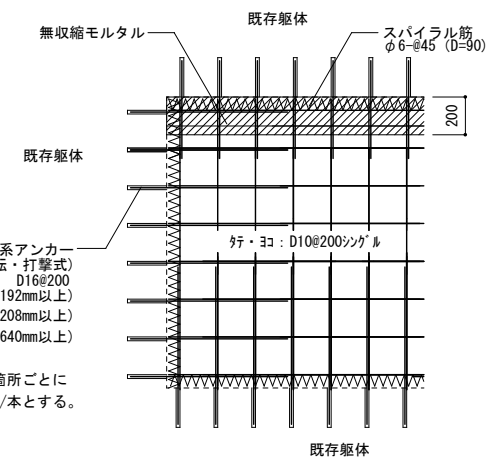
※補強野縁は野縁と同材とする。  
 ※その他の補強野縁受、取付補強材は野縁受と同材とする。  
 ※野縁受のはね出しが300以上の場合は増吊をする。

開口部補強筋 (A形)		
壁の種類	補強筋	
	縦筋	斜め
W12, W15	1-D13	1-D13
W18, W20	2-D13	2-D13

開口部補強筋 (B形)		
壁の種類	補強筋	
	縦筋	斜め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13



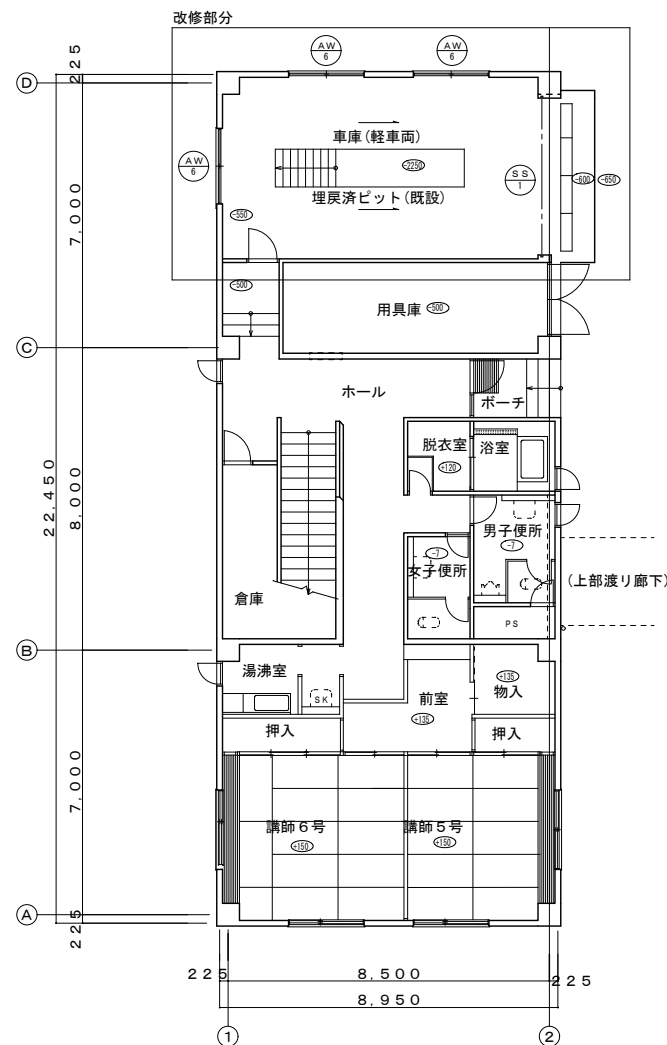
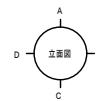
開口塞ぎ要領図 1/20



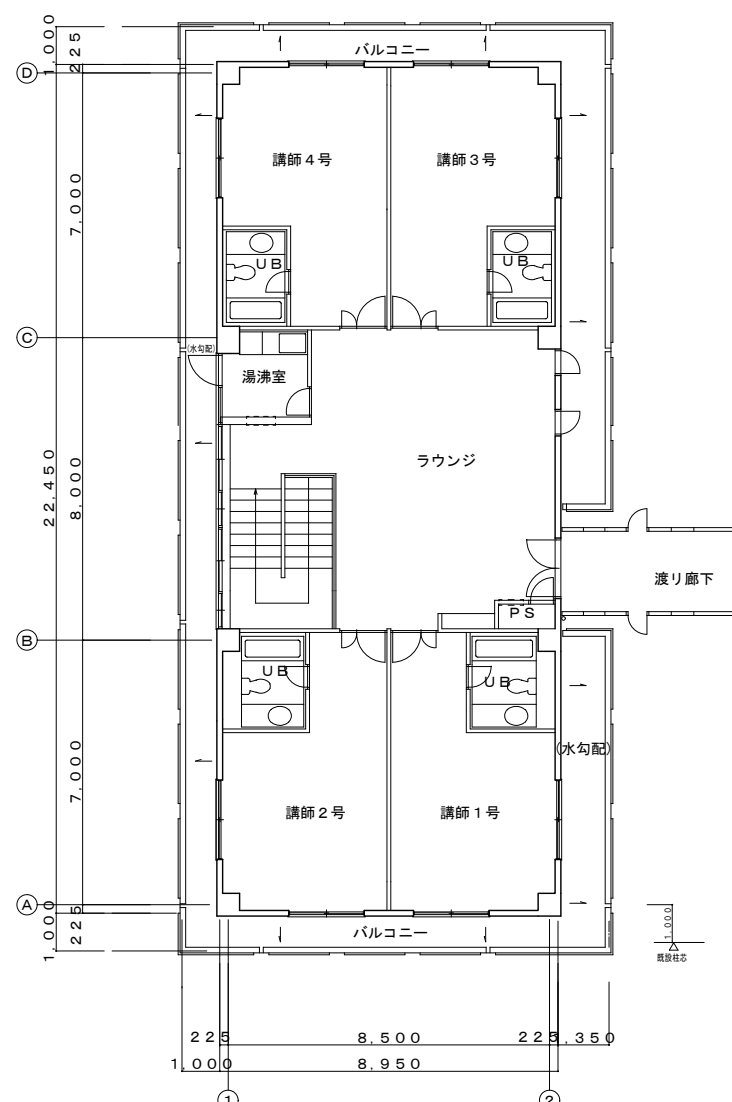
有効埋込長: 12da以上 (192mm以上)  
 掘削長: 13da以上 (208mm以上)  
 定着長: 40da以上 (640mm以上)

※引張強度試験は各施工箇所ごとに3本とし、確認強度は40kN/本とする。

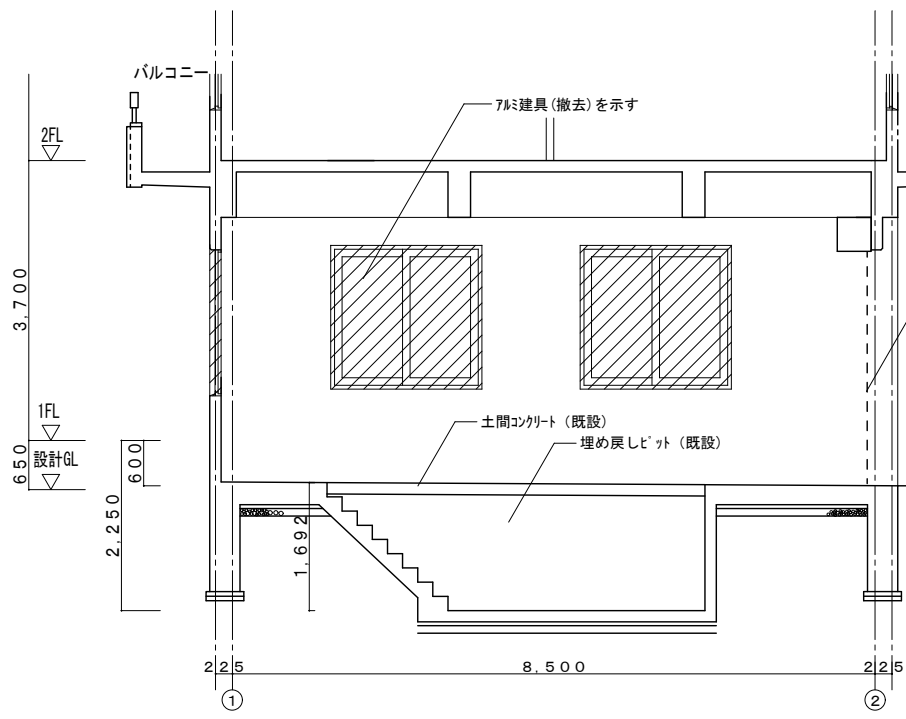
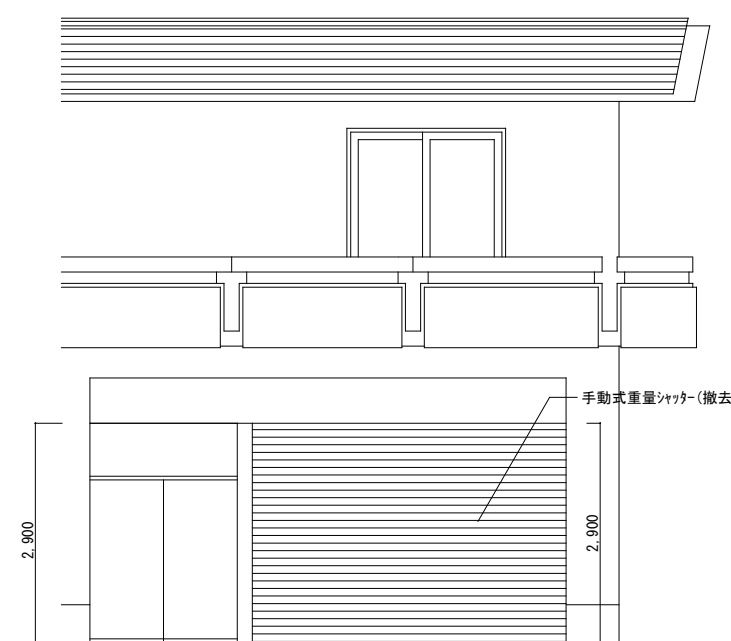
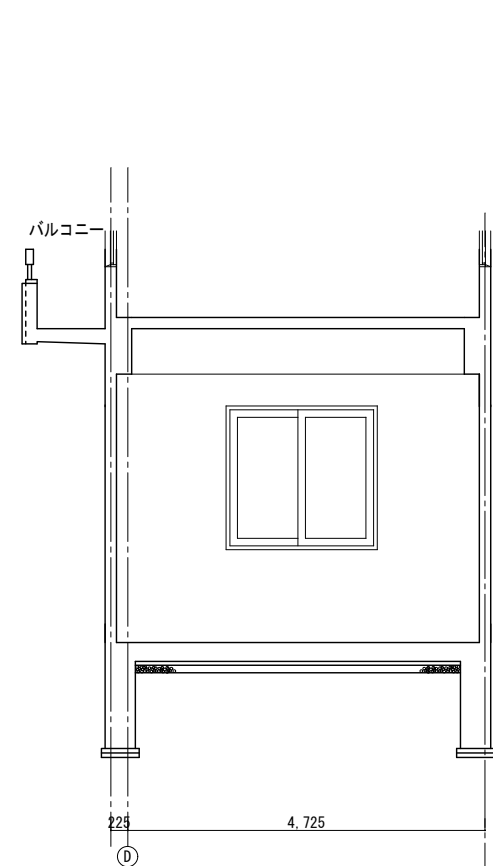
差筋要領図 1/20



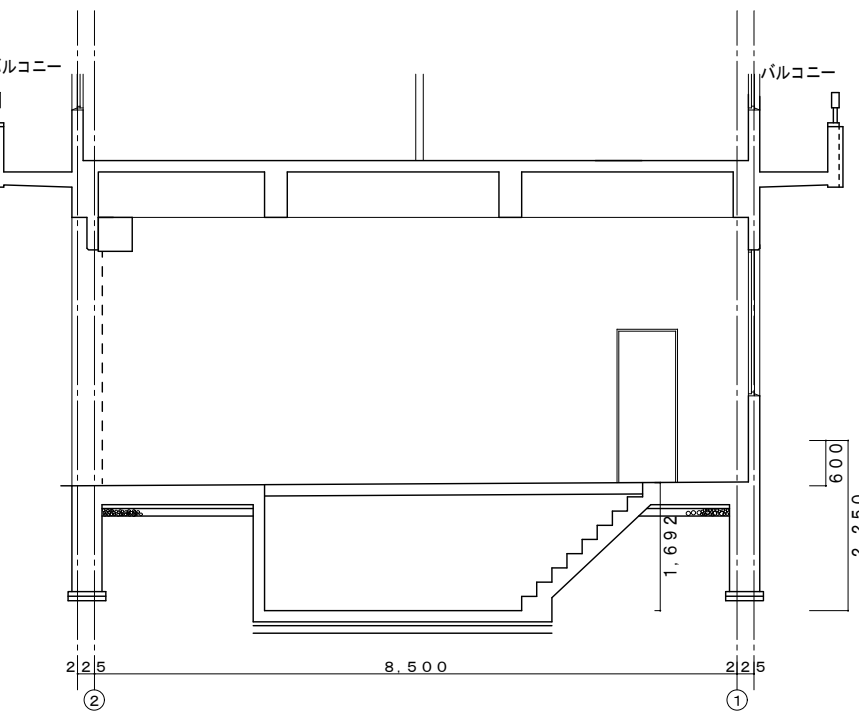
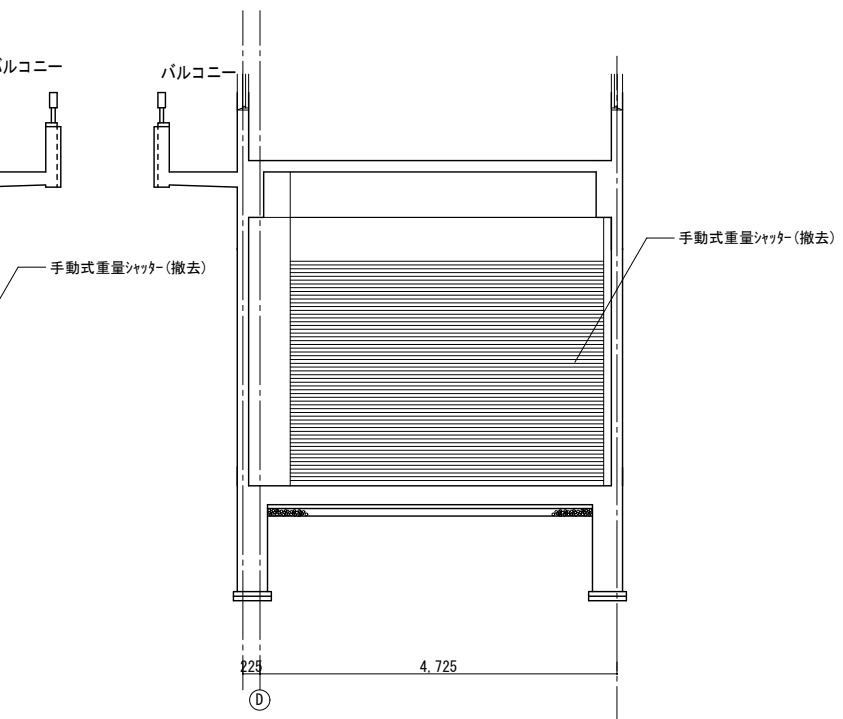
1階平面図【改修前】 1/100



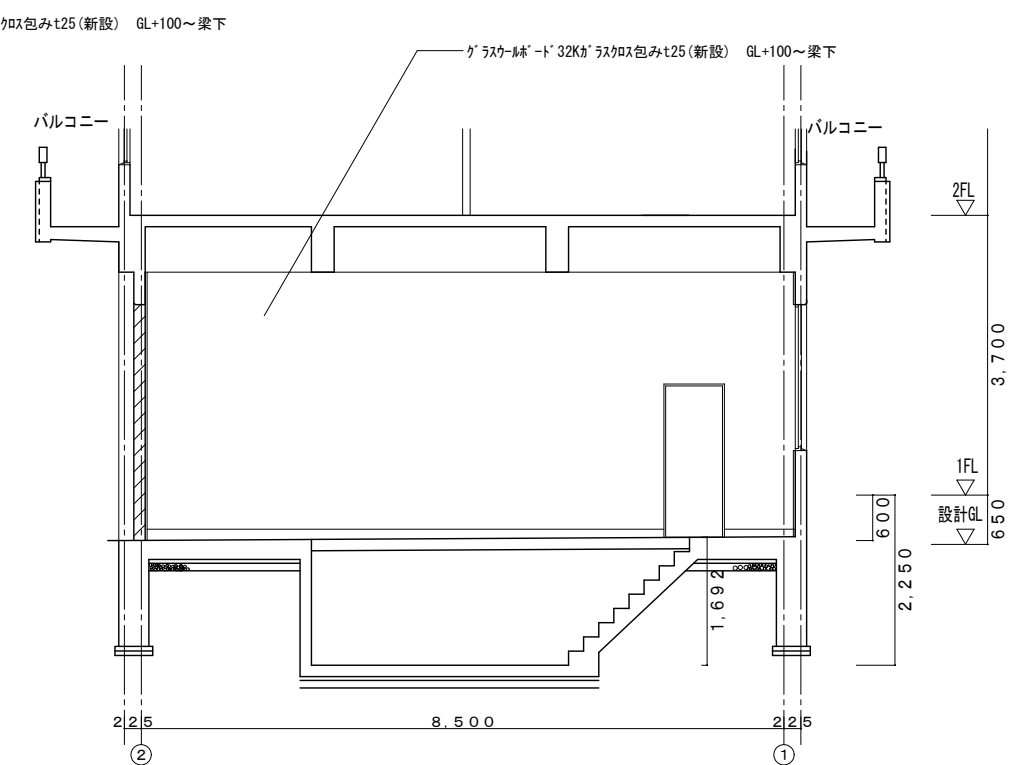
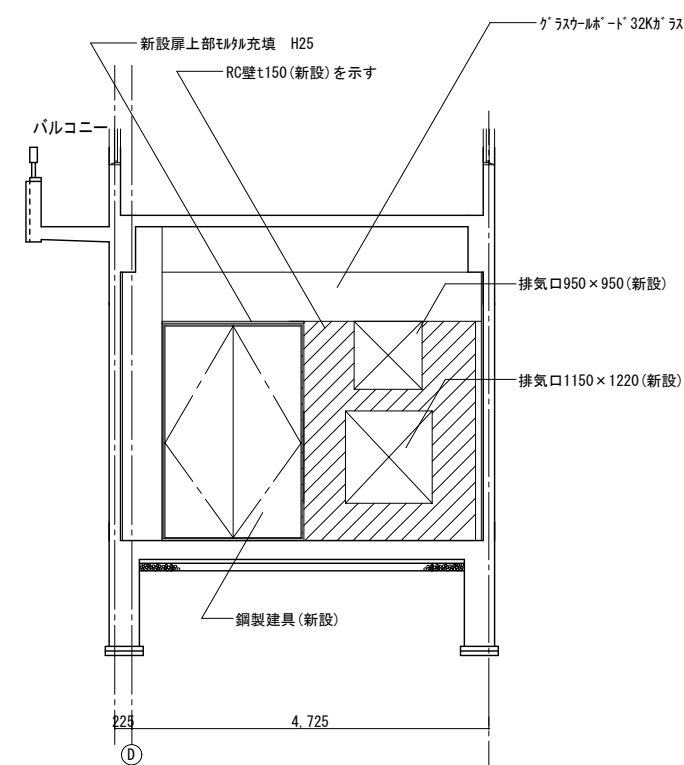
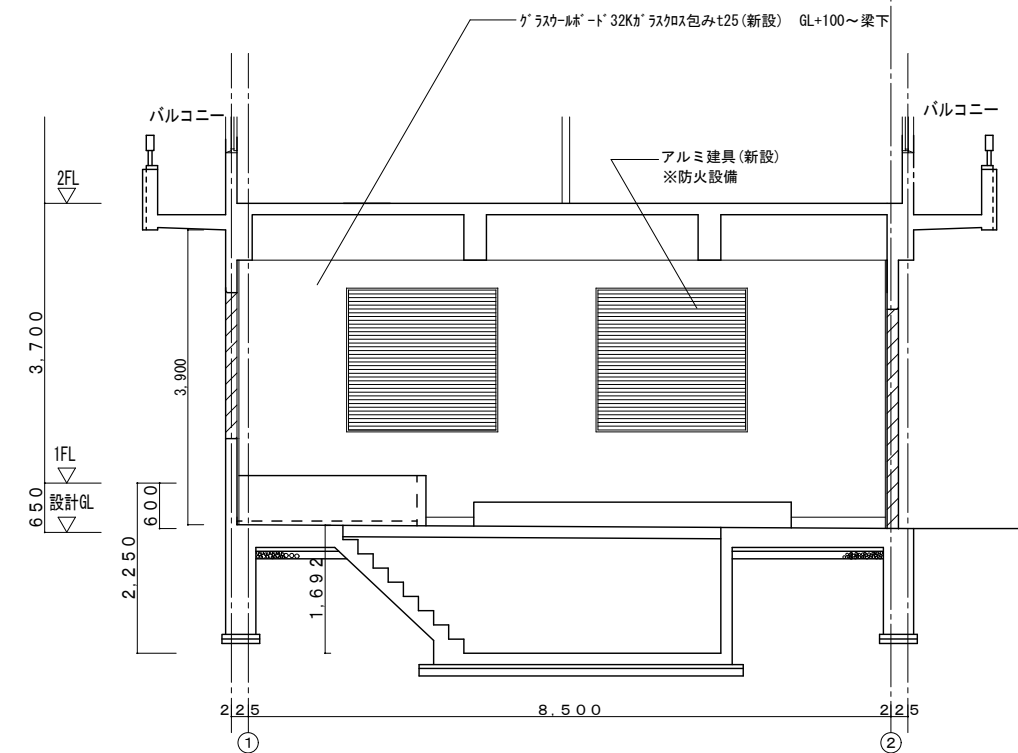
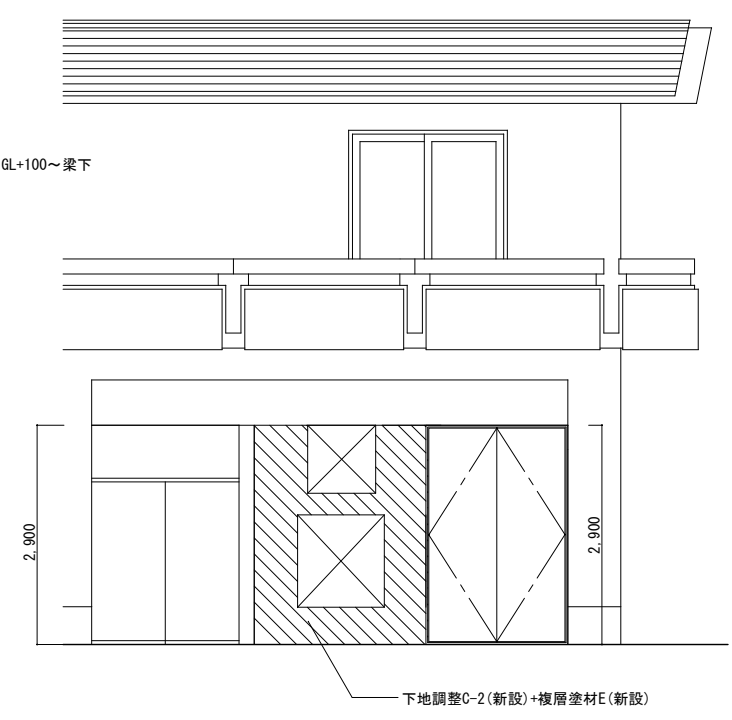
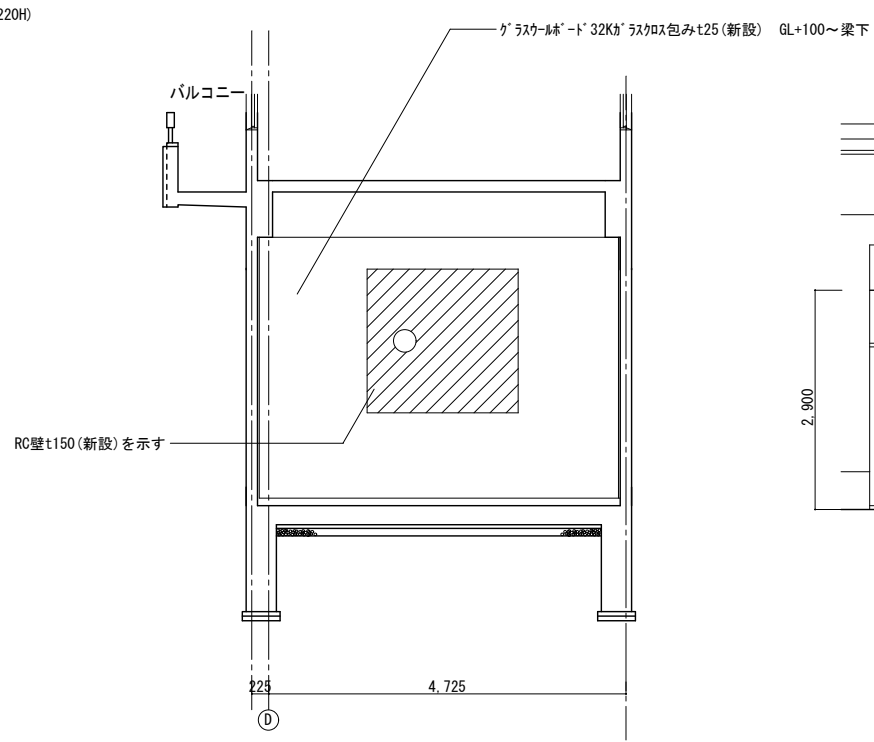
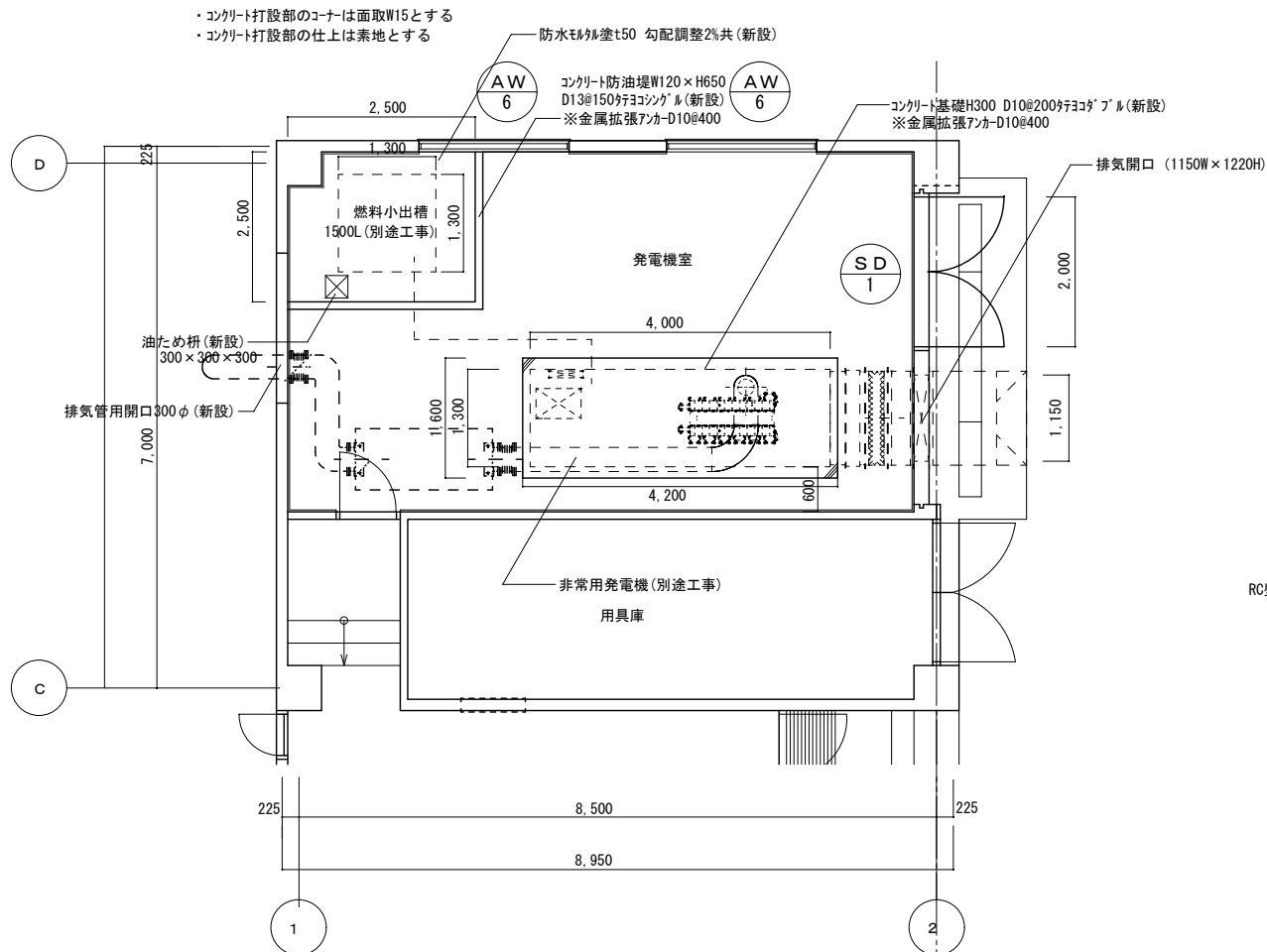
2階平面図【改修前】 1/100



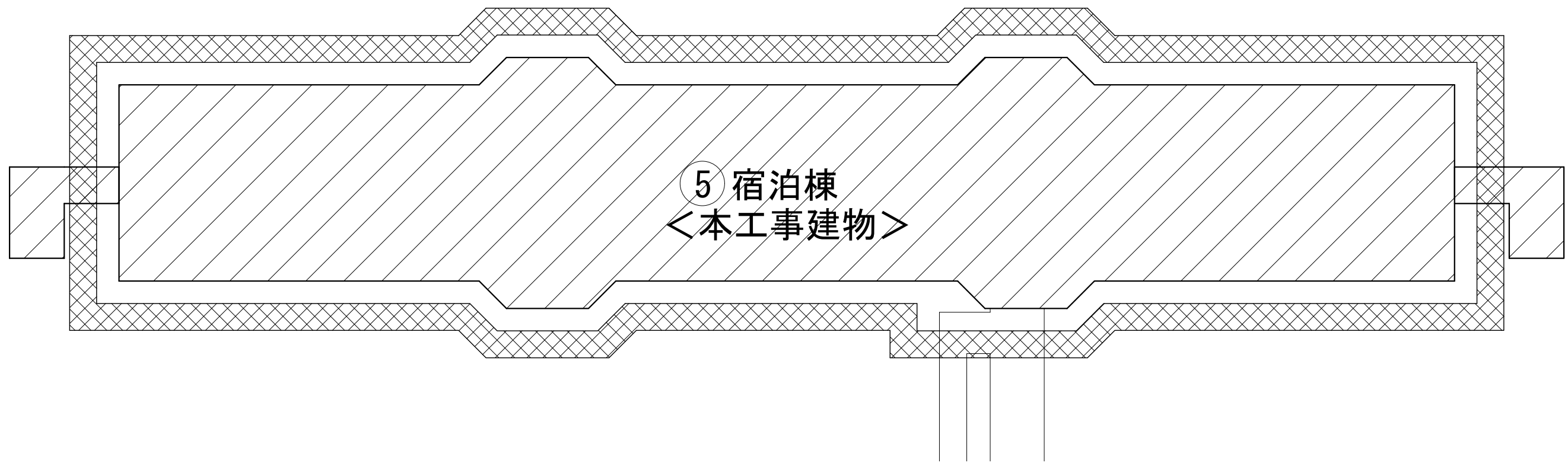
断面図 1:50



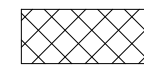




一級建築士 第340021号 荒木 恒介	設計 業務名 特記	独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課			工事名称 図面名称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家ライフライン(宿泊棟他)改修他工事	令和5年度 縮尺 図示	図面 番号 A-21
		国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	課長	施設管理課				



⑤ 宿泊棟  
 <本工事建物>


 . . . 枠組み本足場W600 H9,000